

實事

67  
450

大日本教育會館

函架號

大日本教育會館			
九		四	
大	一	五	五
册	號	架	函

7

緒言

凡そ事正史の徴すべきあれハ閭巷間訛傳を誦するものも  
 深く愛ふるに足らずといへども獨り近古民間の事實に至  
 てハ正史の傳ふるものなきを以て俗傳百出往々實を失ふ  
 者少からず稗説小説の如きハ故らに異事を作造し虚誕を  
 粧飾して兒女を悦しむるを務め殊お戯曲に至てハ異事を  
 作造するのみならず往々善を誣ひて惡とし邪を庇して正  
 をすの類多し世移り年久きハ及び遂に訛傳を信し實事  
 の反て虚誕に付するものあるハ實に浩歎お堪へざるなり  
 頃甘近世の野史雜書を涉獵し苟も事の實傳に係るもの  
 あり抄録して參するに異説を以てし校訂刪正遂に積て數  
 冊を成す友人來てこれを活字に付して世に公にせんと



實事譚初編

○累の實説

松村操編輯

下總國岡田郡羽生村の羽生山法藏寺に累が由來を記せし  
 懸繪有りて傳ふるところ實に詳らかなり此の寺の門を入  
 りて右の傍に百姓與右衛門が代々の石塔有りその中累  
 が法名の歸眞理屋性眞信女と鐫りて傍らに承應二癸巳天  
 八月十一日と鐫そへ有り又與右衛門の家に今も祐天僧  
 正の序を記されたる過去帳等有り抑も累が實説を記さむ  
 に今の昔し下總國岡田郡羽生村の百姓ふ與右衛門といふ  
 鰥夫ありけり氏の堀越なりといふ同郡の横會根村に住め  
 る寡婦の男兒一人持ちたりしを迎へとりて妻とししるが  
 一その兒の容貌最と醜くして世にたとへん方なき片輪なる

二りければ與右衛門これを憎むこと限りなく常ふ此の兒のあらんに妻をも去らんと罵り怒りければ、四月十九日此の童を絹川のはどりへ連行きて親として子を殺せし鳥野獸にも劣りたる業なれば是も前生よりの約束事なるべければ恕せよかしとて終に無慘にも横堀へ投入れて殺したり此時投入れたる童の年の六歳おて名を助と稱せりか、りければ與右衛門の能くぞ彼の醜兒を殺しつる是にて目障りの邪魔の拂ひたりとて其の殺せしを賞め悦びて以前ふ増して睦しく暮しけるが翌年にいたり妻の姪身して一人の女を生めり然るにその容貌彼れ殺せし助につゆ違はぬ片輪者にて其の上には生る、間も、重さ

疱瘡にかゝりければ其痕顔にのこりてこれを物に附へんに顔の乾したる袖子の皮のどとく色の漆塗りたる如く眞黒にて二眼との見るべうもあらずそれうへにあくまで姦邪たる性質なりけるがその名を累とてへり世の人の足に彼の助が重ねて生れ來りしものならんとて異名をかさねと號せりさる片輪女なれども助との違ひ與右衛門の實の子なれば憎しども思はで養ひ育てけるが星移り年流れて累が年をろおなりたる後與右衛門夫婦の者の世を去りければかさね一人にて暮したりそのころ六十六部廻國の修行者が此の村にさすらへ來て農家へ雇はれて耕作れ手助けなどしたる者有けるを里人らがおるおとのとて可待まで一人で居らるゝものにもなければ幸ひアノ修行者の

四 を婿にしたらば好かるべしとて媒酌したりしに修行も  
か孫て累の家は七石ばかりの田畠を所有して有りき聞  
きおたれば累の穉醜おの辟易それとも田畠お思ひをかけ  
て終に婿になりその名をも先代の名を襲ぎて與右衛門と  
改めたりかくて暫らく住みたるが累の心いかにも姦ま  
しく白しといへば黒しとまげ直しといへば曲れりと佞孫  
一として與右衛門の心お逆はざることなく且つ容貌の醜  
きをも顧りみず嫉妬の心あくまで強くして與右衛門が萬  
一他の女と立談おてもするときは怒りたけりしかば與右  
衛門今い堪へかねて家を去らんとお思ひしが彼の田畠に  
思ひをかけて折角入婿となりたるものを今更去るも残念  
なりいかで此の女を殺して家を押領し良き妻を改ら迎へ

んものをぞて鋤かに殺さんとをのみ思ひ廻らしたり比の  
承應二年八月十一日となるお與右衛門の思ふ旨あれは  
妻のあさねを引連れて絹川向ふの島へ豆刈りに行さける  
が終日刈りとりたる豆を二ツの荷につくり黄巻過るころ  
重き荷の方をかさねに背負せ自身輕き荷を負ひてたど  
くと我が家をさして歸りけるが途中にてかさねの荷の  
重きお困りいかに吾が夫の自から輕荷を負ひ妾にのみか  
く重き荷を背負せらるゝの不人情の限りなりと言ひ出し  
たるを與右衛門の今暫らく忍びて行くべし絹川を渡りな  
は其方の荷をも残らず我が一人にて背負ひ行かんと欺し  
ながら摺合の渡しをわたり絹川の西の岸をのぼり飯沼の  
五 弘經寺の邊りを過て羽生村にうつらんとせしが此所最

六と大なる横塚のありたるを是れぞ幸ひなりとて四邊に人なきを見すまして與右衛門うしろより累を横塚目がけて眞逆さまに突落しわざと驚きたる聲音おてや、過ちしたるや救ひて得させんと言ひながら豆荷を傍に打捨て續いて飛入り救くる体にもてなしてあくまで累を泥の中へ突入れてアレイくと叫びながら起上るを取て押へ眼口のきらひなく砂を握み押込めてなぶり殺しにしたりしは無惨といふも愚なり此所の即ち彼の助が母のために沈められし所なりその時報恩寺村清右衛門といふものが行かりて樹蔭お隠れて窺ひけるをば與右衛門つゆばかりも知らざりしとなんのくで與右衛門の家へ歸り近所の人々に妻のかさねの誤つて水に溺れて死したりと披露して

死骸をバ羽生村の寶藏寺お葬りて戒名を歸眞理屋性貞信女承應二癸巳天八月十一日と鐫りたる石塔を立てたりとぞ此の顛末を尋ば知る者ありといへども累の親族とてい絶えて無かりければ彼れ是れと事荒だて、言ふものもななく其ま、止みにけり與右衛門の仕濟したりと悦びて終に其の家を巳がま、に押領し心にのなへる妻を幾人ともなく迎へたれども何れも子無くして世を早うしけるが最後に迎へたる妻一人の女を生めりこを菊と名くお菊の十三おなりける年寛文十一年八月中旬のころ此母もまた身まかりぬ此の年の十二月のころ與右衛門の後妻の甥なりし金五郎といふを婿にとりてお菊に妻あはせやがての家を繼がしめんとせしに翌年正月よりお菊不圖病ひおぼさ

八 八れて例ならず煩ひけるが廿三日に山口より泡を吐き目を  
怒らし父與右衛門を屹度晩まへていふやうにわれに二十  
年前に絹川のはどりおて和主に殺されしおさねなり最後  
の有りさまの法思寺村の清右衛門も能く知れるその怨み  
を報はんため來れるなり思ひ知れよとてさま／＼に口放  
り罵りければ與右衛門の驚き怖れて生きたる心地なく怒  
せ／＼と言ふより外に術も無ければ金五郎も是の恐ろし  
き事どもなりとて實家へ逃歸りて再び頭をさへ出さずな  
りければ組合の百姓どもにこれを聞きて是の捨置くべき  
にあらすとして急ぎて村長おかくと告げければ名主の三郎  
左衛門年寄の庄右衛門等が相談して醫師陰陽師などを招  
きて種々に心を尽せどもその甲斐なくお菊の病ひにます

烈しくなるのみなれば終にのしかつせんとして倦み  
果てたるばかりなりこゝに其の頃祐天僧正のまだ年二十  
六にて同郡の弘經寺に遊學しておられしが此の由を漏聞  
きて僧の不愍のともなり救得てとらせんとて同侶二三  
人を具して與右衛門の家にいたり經を誦み十念を授けな  
どしつゝ、教化されるれども物の怪さらお立ち離るゝさまな  
ければそのとき祐天僧正の家の外に立出て空を仰ぎて聲  
高らかに呼ばるゝやう十却正覺の阿彌陀佛天眼をもてこ  
れを見天耳をもてこれを聞けそれ五却思惟して超世の願  
を發して曰く極重惡人、無他方便、唯稱名字、必生我界と今す  
でに應無くして誓願空し靈山の世尊もまた聞け六八の願  
九を示し自から勸證して曰く我見是利と今既お馳なし是れ

十 何の利をか見る恆砂の諸佛舌相証明すども誠とするに足  
らず若し我が言ふこと謬りあらば金剛神をして我が首を  
打碎かしめよもしそれ稱名竟に功驗なからんに我れ今  
より戒を破り俗に還り外道を學びて佛法を滅ぼさんとぞ  
罵しりけるさて再び本のお菊が臥したる枕邊にて念佛數  
十遍せられけるに冤鬼忽ち去りてお菊が病ひはトめて愈  
ぬ僧正やがてかさねが法名の字をうるはしく改めて贈  
り又た阿彌陀佛の名號のかたはらに理屋照貞禪定尼寛文  
十二子年三月十日と書きてお菊お與へられぬ是れ後の世  
までも與右衛門が家お奉持する懸字なりかくてお菊が病  
本復しけるに同年の四月十九日の朝より又忽ち狂ひ出し  
て胸痛やゝとて悩むこと甚し村人また前きの物の怪の

つきて悩ますにこそど驚き合ひて祐天僧正の許へ告げけ  
れば僧正再びお菊の家へ赴きて枕上に近よりて問はる、  
やうかさねが死靈いすでに得脱して天上に生れぬぞかる  
に今かく菊をなやます何ものぞと詰られければ息の下  
にて助にていふと答へけり僧正里人を呼びてさる者あり  
きやと問はるに一老翁有りて答へていふやう昔し玄か  
くのとおて母が絹川に沈めて殺せしよし聞き傳へぬそ  
の後雨のそぼふる夜なぞに絹川のべにて小童を見たる  
ものありかれが冤鬼にていふべしかさねが殺されしも同  
ト所にてこそいへいかに惡縁深きものぞもにてかいらふ  
らんアナ恐ろしくと舌を巻きてやしければ僧正領づき  
一十 てやがて單到眞入といふ法名をあたへ十念を授けられけ



れば物の怪たちまちお去りてお菊が病なごりなく癒へぬ  
 さてのち奥右衛門も過ちを悔ひて髪を剃り佛門に入り名  
 を西入と改めて一心お念佛稱名し延寶四年六月二十三日  
 往生を遂げたり又お菊も尼になり徒弟の末にも加りなん  
 と僧正に請ひたるに僧正のいゝめてさてお父の家永く絶  
 ゆべければ思ひ止めよかしとてひたすらに制されければ  
 家を継ぎて子孫まで出来て後享保十五年五月三日享齡七  
 十二おて身まかりぬ石塔に榮譽不生妙樂と鐫り過去帳に榮  
 譽妙樂比丘尼享保十五戌天五月三日とまゑるしたるの即ち  
 是れなり

此の事を始めて狂言に作れるの「伊達競阿國戯場」にて作  
 者の立川馬馬なり此の狂言を作るにあたり下總の川の

名絹川を假りて絹川谷藏といふ角力者をつくりこれを  
 奥右衛門の前名なりとし又た豆腐屋三郎兵衛といふ累  
 の兄を作り出したるの暗お名主三郎左衛門の名を用お  
 お菊の婿金五郎の名を假りて破落口金五郎を作りなご  
 して物での脚色に仙臺騒動と合作せるものなりこれを  
 東京にて始めて安永七年七月中村座に於て興行せしが  
 其後京坂諸國に流布し終に有名なる狂言となれり

○おまゆん傳兵衛の實説附猿廻し與次郎の事

五十

西京鳥部山日蓮宗本壽寺の境内に在る古墳を古くよりおまゆん傳兵衛情死の墳墓なりといひ傳へたり此の墓の凡そ三尺六七寸の高さひて表面に妙秋信女宗秋信士と合刻せり何物の好事者かいつの頃よりか縁遠き男女の此の墓に祈請すれば靈驗利益ありと言ひ傳へたるおより今にいたり尊信する者多しといへども此の墓の決しておまゆん傳兵衛を埋葬せるものにあらずおまゆん傳兵衛の實傳の世絶えてこれを知る者無かりしが西京の某氏が京保七年より寶曆二年まで見聞したる事を記せる日誌あり其の書中元文三年十一月の條に曰く十六日の朝聖護院杜の内に年のころ二十二三歳ばかりの男と十九か二十歳ばかりの

女ど心中して首を縊り死たるを見に行たり男の釜座姉小路下る吳服屋井筒屋傳兵衛といふもれ女の川瑞の四條上る先斗町近江屋金七抱へのおやまお俊といふ者なり此傳兵衛の父親なく早く世帯をもち母と二人暮しにてふと此お俊になじみたりしが内へ入る事もならず縁切る事もできず受出すおの金になしふとした事おら心中したるなり此お俊の親の東堀川下立賣下る路次の内今も此の地をお俊長家といふ傳兵衛の法華宗にて要法寺の檀家なりお俊の親方と相談して死骸をもらひ要法寺へ二人とも一所お埋めたるなり傳兵衛の一人の母を見すておやまと心中して親に苦勞をかける大不孝ものなり又猿廻し佐吉の一人の母を大功にして上より御褒美をもらひたるの雲泥の違

ひなり云々とあり是れお玄ゆん傳兵衛の實説なり然るに此事を狂言に作り「近頃河原達引」と名け興行するにあたり右の文中に見えたる佐吉を與四郎と改めたるなり且つ河原の達引と名けたるの右の日記の同月十三日の條お曰く徳大寺様の御家來中村主水と下部音吉と久我様は御家來奈野伊織といふ三人が四條東に芝居顔見世見物に行て所司代様の下部五人と喧嘩をまかけ初夜をろ河原へ出て所司代様の下部常五郎といふ者が音吉のわたまを石でこづきたるより中村主水おさかぬといふて刀をぬき常五郎を切斃す又伊織といふ人も刀を抜ておばれ又定造といふ者を切り所司代様の下部二人殺され二人の疵つけられて皆おげ行きたり跡で所司代様より久我様徳大寺様へ掛合とな

り中村も秦野も逐電して逃たれど秦野の伏見でとられ中  
 村の今に知れず秦野と音吉の東町奉行所へ引渡されたり  
 云々又同書に翌元文四年六月の條に秦野中村の遠島音吉  
 の中退放所司代の中間源助松之助の所拂ひとなれりと記  
 せり按ずるに此の喧嘩をおしゆんが事より起りたるとし  
 其人殺しも傳兵衛に作りてお俊と傳兵衛は情死せりと  
 し其ころ名高かりし孝子佐吉お與四郎の名を借用してお  
 しゆんが兄お作り此の三件を附會して「近頃河原達引」と題  
 せるものなるべし此の狂言の作者の近松半二なり此れ事  
 の霜月の末なるに顔見世の霜月廿八日打しまひたり其日  
 直に布袋屋座おておしゆん傳兵衛近頃河原達引竹本河内  
 大夫相勤候といへる看板に口上を添へて出せるよし新淨

琉璃外題鏡に記せりさて彼の京西鳥邊山本壽寺に現存す  
 る妙秋信女宗秋信士の墓を世上にて専らおしゆん傳兵衛  
 の墓なりと言ひ傳ふるを按ずるに彼の淨琉璃近頃河原達  
 引「猿廻しの段に鳥邊山心中の唱歌あるゆゑに本壽寺おわ  
 る墓こそれしゆん傳兵衛の淨琉璃にある心中の墓なりと  
 いふべきをいつとなく誤り傳へておしゆん傳兵衛を埋葬  
 したる墳墓なりと思ひ違へしものなるべし抑も此の本壽  
 寺にある墓れ由來を按ずるお鳥邊山心中の唱歌の近松左  
 衛門の作なること世人の遍く知るところなり此情死をな  
 せる男女のお染半九郎といふものおて鳥邊山心中の唱歌  
 の即ち此の事を作れるものなりお染半九郎の事の見聞覺  
 知といふ寫本に載するところ實説なるが如し其書お曰く

寛永三年九月兩將軍家(台徳大猷二公)上落のみぎり二條  
 城は普請奉行の附人に菊地半九郎とて年のころ二十二  
 三ばかりなる優男容顔美麗の若もの當春のころより頭人  
 と、もに京都に來り普請の勤役中堀川姉小路邊に旅宿し  
 て都めづらしさに折にふれ祇園邊に遊行し圖らずも祇園  
 町の茶店若松お憩ひたりしが此の店に年のころ十八九ば  
 かりの娘は染といへるの其容貌の月ども花ともたとへん  
 方なき都風俗の美婦なるが茶を汲て半九郎が前に差出す  
 を見て半九郎の唯だ茫然と見どれぬたるにお染も綻々花  
 の色香おさそはれ半九郎が風俗を憎からず想ひをかけし  
 よりいつかわりなき中どのなりぬかくて半九郎のお染が  
 情に遂はだされて務めさへ浮の空にて日どなく夜どなく

若松にのみ遊びくらすうち光陰白駒の足より早く九月下  
 旬になりければ將軍家にも江戸表へ歸城の旨を仰出され  
 ば供の諸士の喜びて旅れ支度を整へる中に半九郎のお染  
 と別る、とを歎けと詮方なければお染も別れの暇を告れ  
 ばお染もひたすら悲しみて假令一日半月なりとも君に別  
 れて我のみひとり何樂みにながらへんや東の旅へともぞ  
 もお伴ひてよと泣きさのこて半九郎もその理おせめられ  
 生別れして歎かんより一所お死で未來にて同じ蓮の臺  
 にならまれば夫婦とならんと覺悟を極はめ九月二十九日の夜  
 對の衣裝を着かざりて鳥邊山へとこゝろざしお染の胸の  
 あたりを貫ぬき半九郎も咽喉を突破りしが死され糸バ谷  
 間の清水の中に陥り苦痛におよぶ其折から清水寺へ朝詣

の往來人が見どがめて是の情死か不便やと介抱するうち  
 半九郎も遂お息を引きとりしを其ころ本壽寺の住僧某が  
 二人の横死を憐れみて寺中に埋め墓をたて宗秋信士妙秋  
 信女と戒名をつけ後世安樂を吊ひしとなん云々とあり又  
 一説に「おそめ半九郎の同胞なるを知らずして深く契り  
 その後互ひに名乗合ひてこれを愧ぢ遂に情死したりと  
 ふゆゑに近松門左衛門が鳥邊山の唱歌にも同胞なる意を  
 ふくみて作れりといへり然れども此の信すべからざるに  
 似たり按ずるにおまゆん傳兵衛の情死の十一月の事なる  
 を以て淨瑠璃の唱歌のうち「比しも霜月十五の月いさゆ  
 れを胸の闇」とありて前に引ける日記のごとく十一月十五  
 日の夜に情死したるは疑ひなし是等の事を以ても妙壽寺

に在るの「おまゆん傳兵衛が墓ならずしてお染半九郎が墳  
 墓なるを知るべし又「染摸様妹背門松」といふ淨瑠璃に山家  
 屋清兵衛が詞のうち「お染といふ名の世間あいくらもわ  
 るそれ鳥邊山の心中がお染半九郎云々」と有り按ずるに元  
 祿寶永のころより安永天明の頃まで此の鳥邊山は唱歌の  
 大いに流行したるものと見ゆ故に「近頃河原達引」の淨瑠璃  
 にも此の唱歌を嵌めたるものなるべし又此の淨瑠璃に脚  
 色たる猿廻し與次郎の前にもいへる如く彼の孝子佐吉の  
 事を假用おたるなり佐吉の事の前お引たる日記の文「猿  
 廻し佐吉の一人の母を大切にしてお上より御褒美をもらひ  
 云々」とあり又西京の某氏の家に享保十六年より近年にい  
 たるまでの御贖留といふ日記ありて公文類を遺漏なく纂

輯せるもの、その中に此猿廻し佐吉の褒詞をも載せたり  
左の如し

東堀川一條上ル富田町

蛭子屋治三郎借家

丹後屋佐吉

二十九

此者儀幼少の砌父佐兵衛に死別し其後母とみ儀眼病を  
煩ひ終に盲となり佐吉儀母の介病怠り無く種々孝道を  
儘しし處近年不幸打續き父の家業古衣渡世相續いたし  
がたさにより賤しき業をも厭ひなく貧苦の中に母養護  
の爲め猿廻しの家業を致し未だ妻をも婚らず貧賤暮し  
し得共母お仕る事厚く少しも母の意に背く事なく其身

一切美食を喰ふ事なく母に食物を與ふる事町輩にし  
て神佛お供するが如く又寒暑を厭はず稼ぎに出る事一  
日も閑事なく家業の都合により夜遅く歸り其身如何程  
草臥しども母の寐ざる前お決而其身臥し事なく朝の  
早く起て母お其日の食物を與へ母少しにても氣分悪く  
は節の何迄も傍を離る事なく機嫌を問ひ段小前の者に  
の難相成孝道別而奇特なる事に依之爲は褒美青銅七  
貫文被下之もの也

元文三年九月廿七日

さて猿廻し佐吉を與次郎と作りかへたる事を按ずるに其  
ころ叩の與次郎と異名する物乞ひあり音曲類纂「なせ、い  
ふ古本に載せたるどころに據れば享保の末に叩の與次

郎とて手に古びたる扇をもち掌を叩きをかしげなる顔をして淨瑠璃を語り又ハ世上の事共に節をつけ叩きながら戸毎に立て銭を貰ひ歩行し者ありたるよりこれを真似る錢乞の者多くありこれをおしなべて叩の與次郎といふ云々ど記せり又馬琴が例の旬傳實々記にも叩の與次郎の事を擧たるところ有り或る人いひらく此の佐吉も其節の形をとりて鞭にて地を叩き猿廻し節を唄ふたるがゆゑに與次郎節の猿廻しが褒美を貰ひしと市中の噂さ高く本名を言はずして與次郎の猿廻しといひしゆゑ直に狂言に其の名を假りて作りたるものなるべし

○二代目高尾石井常右衛門の實説

二代目高尾世に石井高尾といふ高尾數代のうち尤も全盛を以て當時に聞えたり此の妓を石井と號するといふ由來有るとなれば左に其實説を掲ぐべし其ころ近江の國彦根の城主井伊掃部頭直高君の家臣に石井吉兵衛元政といふ人有りけり(演劇及び俗説にて)常右衛門と名を變ず二男なれども其才衆人よすぐれたれば特旨を以て新たに家祿を賜はり一家を起し直高君よ仕ふるが文武二道に通せるのみあらず詩歌管絃等の遊藝も達し日夜直高君の側近侍として職務に怠りなかりむかば君も深くこれを愛し恩遇優渥にして遙りよ等輩を跟えたりけり歳十九のとき直高君江戸へ下られければ御供して同トく江戸に來り藩邸に僑



居しけるが其の年の事にや或る人の誘引まかせて新吉  
 原の廓に遊び三浦屋まで二代目高尾を迎へて一夜の枕を  
 かはしけるにいかなる前世の契りにや互ひよ思ひ思はれ  
 て高尾も深く吉兵衛を慕へば吉兵衛も亦た高尾のとの忘  
 れやらす二夜を三夜と重ねる枕も深くも行末の事と誓ひ  
 て此の世のおろか未永々までの夫婦よならなんと言替  
 せしに其の年も早や暮れて翌年の春ともなりぬるが通ひ  
 なれたる路なれば二月の餘寒も袖に覺えず三月の花もう  
 つらふ頃となりたりけり實にや事物に限り有れば千年  
 の松も時として枯れ万歳の慶も碎くる習ひなるよ別け  
 て浮川竹の流れの身なれば逢ふ人がらのうちよも思はぬ  
 よ添ふ例有りて或る客の履ハ高尾の許へ通ひ來ぬるも

のありしが終に身受せんと定りければ高尾の大いよ驚  
 きて此由をさらくと玉章に認めて吉兵衛の許へぞ送り  
 ける志かるに此の日ハ井伊家よ於てハ和歌の會と催され  
 都下の韻士詠客も數多集へて直高君の機嫌も殊よ麗はし  
 く見えたるが吉兵衛もかねて歌の達人と聞えたれば席よ  
 列りて頻りよ和歌と詠トゐたるよ午過ぎのほど高尾の許  
 より遮たしく玉章とゞきて悉しきとハ認めなければと申す  
 このあれバ只今御通ひあれとのみ申遣せり吉兵衛ハこれ  
 を覽て飛立つばかりよ思ひたれども和歌の會ハいまだ半  
 バ過ぎざれば詮方なく胸をいためて居たりしうち其夜も  
 早や更けて和歌の會全く終りて人々の家よ歸りたるハ殆  
 んど辰の刻ばかりなりけり吉兵衛も席を退きて邸内の隈

舎に歸りけるが最早刻限を過ぎしるをなれば出入の門を  
 堅く閉ぢられ出るとならざれば函谷の關の雞の空音に開  
 けしとやかやアハレ心ある雞ならば宵鳴せよかしなど、は  
 かなき事を思ひつゝ、けて悵然として孤燈の下に坐し、るた  
 るに折しも戸をほとくと打敲きて同勤の若輩二三人入  
 り來りていふやうの晝のほとより吉兵衛の容貌たいなら  
 ぬハ物思ひの堪へざるよや又ハ病にても起りさるや問ひ  
 て來よと殿の公命なれば斯くの故く訪來れり包ます吾  
 等に語られよと申達しければ吉兵衛ハ早や憂の顔色に現  
 はれ、かどハツと一時の驚さ、胸と靜めて是ハ忝けな  
 き殿の上意かなされどいさ、か胸に心配のともなく又た  
 病ひとでも起らざれば各々方々の御覽せられ候通り殿へ

よしなよ傳へてたべ早や夜も漸く更けたれば疾く立歸り  
 て休息められよと仔細もなげよ答へければさらばとて傍  
 輩の館へ歸りて此の旨を直高君に復命せしに直高君ハつ  
 くくと考へられて是ハ愚なるもの、知るところよわら  
 ず疾く吉兵衛を呼ぶべしとありければそのまゝ、再び吉兵  
 衛の隙舎に赴きて殿の御召なれを即時に出頭いたされよ  
 と命を傳へければ吉兵衛もいかやのとこの思へども君命  
 なれを黙しがたく時移さず御前より侍候しぬ直高君ハ吉  
 兵衛を見たまひて汝ぢ今日不快の体無か、難儀ならん邸  
 内の隙舎ハ狭ふして保養も心のまゝ、にありがたければ是  
 より出入のもの、方へ赴きて此の枕を用ゐて病を養ふべ  
 してとて手づから一個の木枕を取て賜はりぬ吉兵衛ハ君恩

の天より大なるを感謝して押敷き其ま、吾が舎へ歸ら  
 ずして急ぎて邸の門と出て枕を携へたるま、辻興を飛ば  
 せ風を切て日本堤へ赴き、が漸らよして引四ツの鐘音信  
 る、ころ廓の揚屋紅雀屋へぞ至りける紅雀屋其後断絶し  
 て無し今田町より土手へ上る邊ふ紅雀長屋の名稱を存せ  
 り是れ即ち昔の地なり内より皆く出迎へて是れ石井さ  
 まにて候か遅かりし先刻より度く三浦屋よりの御使に  
 てこそ候へ早う高尾の君へ御知らせ申すべしとて亭主の  
 遮たしく出行さけるが暫くあれども歸り來す女房の心  
 を熬ちてアナ内の人の心の長さよイテ一走り往て來んと  
 て急ぎ出行きたしが間もなく女房の顔色を變じて息もたゆ  
 げに駈け來りて大變なりくと告げれを吉兵衛の大變と

の何事ぞやと問ふに女房の息もつきあへず高尾どのの自  
 害したりと言ふにぞ吉兵衛の大驚きてそのしなしたり  
 仔細ぞ有らん疾く赴きて譯を問はんと三浦屋へ駈往きて  
 高尾の傍に立よりて吉兵衛参りたり何とて斯くハ早まり  
 しぞと聲高らかに呼びければ高尾ハ最期の息も絶えと  
 に吉兵衛が裾にすがりて眼と見開き吉兵衛の顔をながめ  
 て一言の詞もなく粲然笑ひしが此の世の名残にて其ま、  
 息の絶え果てより吉兵衛ハ哀しさいふばかりなく四邊を  
 見廻せを一通の書有りて上に書置と認めればみなく  
 打集り披き見るよ石井の君と深く控ひし甲斐もなう思は  
 ぬ人の身請と事定りたれをとて石井の君の薄き力にてハ  
 及びがたさとなれば今日君の來りたまひなを俱に死して

西の御國よて添ひまゐらせんと待ちつるよ夜も半を過れども君の來ませねばひとり先だち死をいそぎ操を立んとてかくこそ思ひきはめとべりぬ尙ほ無き跡をも忘れず訪らひたまはらば來世よて待ち申さんと事哀れに書きたれは人々へさらなり吉兵衛の兩の袂よつゝみかぬるまで涙よ咽びしがかゝる歎きに逢ふうへに主君より給はりたる此の枕とも何にかせんと言ひつゝ不圖抽斗の内を見るに黄金の色耀きければ是へ仔細ぞあらめと引出を抽きたれば中より數百の小判さらさら四邊を照して群り出けるれは吉兵衛へますく驚きてやがて邸の方を遙拜して斯る厚き君恩を蒙りて何時の世にかハ報ひまゐらせんと暫し黙然として居たりしがやがて枕の内の黄金を以て高尾

の菩提を吊ひ僧を迎へ經を誦し厚く野邊の送りを營みけり其の後吉兵衛の只顧此の事をのみ悲みてうつらくと日と送りけるが終よ病となりて引籠りてゐたりしに此の年も早や卯月となり直高君よハ本國へ歸城されければ吉兵衛も御供して江戸と立出しが深くも浮世のはかなきを歎ト出家遁世なしたの望みを起し道すがら直高君よ此の事を願ひたるに順にハ許可もなかりしが近江の草津驛にいたりしとき始めて暇を給はりしかバ打喜びて終よ髪を削りて佛門に入り名をも元政と改め法華の行者となりぬ此の時年僅に二十なりしが其後學徳大よ進みて佛道のみならず禪餘の業にハ詩文よも妙を得て末世に高德の名を遺せる深草の元政師とハ即ち此の石井吉兵衛の事なりけ

○八百屋お七の實説

八百屋お七の事ハ世傳ふるところ數説あれども皆な信ず  
るに足らず就中演戲よてハ吉三郎といふものをお七の情  
人なりと作りたれども是れ甚だ謂れなきとよして例の妄  
説なり今其の實説を得たるよより其概略を記さむよ加賀  
侯の足輕に山瀬三郎兵衛といふ者有りけり本國より屢々  
江戸の邸に勤番して本郷の上邸に僑居せるとも多かりし  
が其の後故有りて永の暇を賜はり浪人となりければ再び  
武家の奉公を望まず寧ろ商人となるこそ心安けれとて上  
邸の近邊よハ聊の知己もあれがこれを便り終に青物店を  
駒込追分片町なる某寺の門前に開き名を太郎兵衛と改め  
て商業一途よ勵みしかば其日を安くと送る身となりた

りまかるに太郎兵衛年老ゆれとも夫婦の中に一子無ければ常にこれを愁ひて日ごろ信ずる七面大明神の靈驗最と著なれ祈請を懸けなば應驗あるべしとてそれより夫婦朝夕七面尊神と拜しアハレ我より一子を授けたまへかど一心よ祈りけるに其後妻姪みて終より一女を生めりこれを七と名く時又寛文八年戊申なり世に寛文六年丙午とすの諺まりなり夫婦の大悦ひて愛し育てけるよ光陰矢よりも疾くお七も最早年ごろよなりければ夫婦の天晴良き婚を迎へて老後の樂みとなし初孫の顔をも見たきものなりと思ひ居たるうち天和二戌年十二月廿八日近邊より火災起りて見る四方は延焼し太郎兵衛の家も一炬の灰塵となりければ先づ然るべき方へ一時立退かんとて

其の弟の住持たりし小石川の圓乗寺へ親子三人暫し寓居したりまかるにかねて此の寺よ寄食せる幕府の家士山田重太夫の次男左兵衛といへる少年ありがお七がこゝに父ともよ寓居なしてより朝夕顔を見合せ詞交したるが縁となり終り割りあき中となり互ひに人知れず深く語らひに幾程もあぐ其の家の普請も出来上りければ父母の寺を辭して歸りしにお七のみは家より歸りなば左兵衛と逢見るとの協へねバ心す、まねと亦詮方もあらざれば父母又連れられ家より歸りさりかくてお七の露ばかりの間も左兵衛の事の忘れられねバ獨り胸のみ塞がりて人知れぬ涙よ沈み居りたるが終り戀ひわびて病に臥し、と其のころ此の家より出入りする吉三郎といふもの有り吉三郎の

無頼にて日頃の行状悪しきゆゑ父より勘當受けしものな  
 れども太郎兵衛のいかなるゆゑか其のまゝ、又交り居りし  
 が吉三郎の悪才に長けたるものなれば何時しかお七と左  
 兵衛との中をも察し知りたれば或る日お七の部屋へ忍び  
 行きて詞を巧みよして左兵衛に遇はせんと欺きければ世  
 間知らずの娘なれば何の氣もなくこれを信じて身の上を  
 頼み神物なりとて金を渡しけるを吉三郎へ受とりて其の  
 後も屢々往きてお七より艶書をとりてこれを圓乗寺  
 へ持往き左兵衛に渡し又左兵衛よりの返事をとりてお  
 七を悦ばせ其度ごとく金や小袖などを欺し取りしが後に  
 お七よ教へて臨くやう御身左兵衛に逢ひたくば火事よ

て再び家を焼き圓乗寺へ行ずしての望かなひがたし家さ  
 へ焼けなば戀人よ逢はるゝとぞかし結ぶの神の火事あれ  
 ば只だ火事あらんとを祈るべしと教唆しけるよ痴情よ凝  
 りたる小娘なれば後の難儀も知らばこそ只だ一途よ戀人  
 に逢ひたきまゝ、うかど吉三郎の詞よ乗り終に風烈しき日  
 已が家の物干へ上り屋根裏へ火を放ちたるに烈風のとな  
 れば忽ち燃上り大火とぞなりにける吉三郎のがねて其紛  
 れよ乗トて物を盗まん下巧なれば旨しくと獨笑して烟  
 の中を割て入り太郎兵衛の家より金銀衣類を盗みとりて  
 逃出すどころを早くも盗賊奉行中山勘解由が怪しきもの  
 なりどて忽ち引捕へて役所へ連歸り其後實を糺せしよ吉  
 三郎の我れ火と放ちたる覺えはなし火を放けたるハ八

百屋太郎兵衛の娘お七といふもの、所爲なりと申立ければ直よお七を呼出し吉三郎と對審させけるにお七の忽ち白状及び及び依りてお七の當時の定律どほり火刑に處せらるべき事決りたるに其頃幕府の補佐たりし土井大炊頭(利勝)侯にわらず恐くハ利重侯かこれを開きて古より重罪を犯す者少からぬといまだか、る少女の重刑に處せられたる者あるを聞かず今此の如き罪人を見るハ清世の瑕瑾といふべしとて竊かに勘解由を呼びて取てお七の罪を隠庇するにハあらざれども少女を重刑に處するを天下の面目に關するところ有りかつて貴殿よりお七の十六歳なりと申立られたれども能く此段を詮議せられよ萬一十五歳以下なれば縱令國禁を犯しよればとて子供のと

なれば其の罪を減ずべしと命じられければ勘解由ハ其意を得てやがて名主を呼出し十四歳の積り申立つべき旨内命を下したり然るよ吉三郎ハこれを聞てお七の年ハ十六に相違なしその證ハお七がかねて谷中感應寺の祖師堂に奉納せし一ツの額有り額面にハ常在靈鷲山法華最賢一と書きて末に本郷お七十一歳延寶四年春二月と認めあり延寶四年より今天和二年までの六年なれり然らバ丁度十六歳よてハハハと厭くまで述べければ勘解由も理につまり早速感應寺の額を取寄せ見るにいかよも吉三郎が陳述する如くなれを法を枉ぐべきよあらざれば終にお七の吉三郎と同刑に處せられたりかくて彼の左兵衛ハかゝる事どもを見るにつけ深く悲歎の涙よ咽び既に自殺せ



んとまで思ひつめしを住僧に誠められお七が後世を弔へんとて出家遁世して名と西運と改めたり時二十六歳なりしとぞ其後學成り徳進みて世人の尊信淺からず諸所常念佛堂を起し又諸國の靈跡の破壊せしを再興せしも多かりしが元文二年丁巳十月物故せりといふ

お七が墓ハ圓乗寺に現存せり圓乗寺ハ山号を南縁山といひ小石川指ケ谷淨泉寺坂下にあり今ハ天台宗なれども古ハ日蓮宗よて有りならんといへりお七の石塔ハ二基立てり又俳優岩井半四郎(四代目)の建てたる碑有り戒名を妙榮禪定尼と鐫り又天和三癸亥年三月二十九日と鐫添へたり半四郎の碑を建たるハ寛政五癸巳年五月のとなり

東京に於て始めてお七の狂言を演せるハ寶永五年子の春中村座よ於て大名題中將姫京雛八百屋お吉實ハ横裁の息女中將姫(元祖嵐喜世三郎)小性吉三郎實ハ唐橋宰相(袖崎縫之助)と脚色み興行せり是れお七二十七回忌の追善なり同六丑年嵐喜世三郎江戸名殘狂言として再びお七を勤む其後中絶して享保三戌年喜世三郎三十七回忌にあたり市村座よ於てお七の狂言を興行す(三條勘太郎お七よ扮す)其後四代目岩井半四郎度々お七をつとめて大當りをとれり依りてお七の墳墓を再建す五代目半四郎も亦た此役と勤めて喝采を博せり

吉三郎をお七の情人なりと狂言に脚色めるハ天和三年喜三郎といふ少年火と放ちてお七と同時よ火刑お處せ

られしと有り此の喜三郎の喜の字の下の書を畧き彼の  
 悪漢吉三郎とよ混トて狂言又作りしものなるべし  
 お七の紋を世の人多く丸又封文なりと思へども然ら  
 ずお七の紋は三ッ柏なり丸に封文の始めてお七を勤め  
 たる俳優嵐喜世三郎の定紋なり喜世三郎の追善狂言の  
 とき三條勘太郎お七をつとめ此の紋を用ゐて大當りを  
 せしゆゑ是より後のお七の後よの皆な此の丸又封文を  
 用ゐるととなりたるより終に實事の如くなれり世よ  
 傳ふる古人の紋に此類多し  
 狂言よお七が松竹梅の三字を書て湯島天神へ奉納せる  
 とを脚色めるハ本文よ見えたる感應寺奉願の事を翻案  
 せしよて信ずるに足らず

○小万源五兵衛の實説

世よ「五大力戀絨」といふ戯曲傳はりて小万源五兵衛といふ  
 もの、事を脚色ゆり然れども其の實説ハ大よ戯曲に演す  
 る所と異なれば其の詳説を記さん元文二巳の年のとなり  
 しが薩摩の藩士早田八右衛門といふもの大坂北の新地曾  
 根崎三丁目大和屋十兵衛夫婦及び櫻風呂の抱へ娼妓菊野  
 また下女二人合せて五人の者を殺害せると有り源五兵衛  
 ハ即ち此の八右衛門また小万ハ即ち此の菊野が事を脚色  
 めるなり抑も早田八右衛門ハ薩摩藩大坂留主居の奥力に  
 して久しく留守居よ隨ひて大坂よ上り藩邸に滞留してあ  
 りしが此年の五月歸國の期限來りて留主居と、もよ本國  
 へ歸るべきととなりぬまかるに八右衛門ハ國侯より時計

られしと有り此の喜三郎の喜の字の下の蓋を罫き彼の  
 悪漢吉三郎とよ混トて狂言よ作りしものなるべし  
 お七の紋を世の人多く丸丸封文なりと思へども然ら  
 ずお七の紋ハ三ッ柏なり丸に封文ハ始めてお七を勤め  
 たる俳優嵐喜世三郎の定紋なり喜世三郎の追善狂言の  
 とき三條勘太郎お七をつとめ此の紋を用ゐて大當りを  
 せしゆゑ是より後ハお七の後ハ皆ナ此の丸丸封文を  
 用ゐるととなりたるよより終に實事の如くなれり世よ  
 傳ふる古人の紋にハ此類多し  
 狂言ハお七が松竹梅の三字を書て湯島天神へ奉納せる  
 とを脚色めるハ本文よ見えたる感應寺奉願の事を翻案  
 せしよて信ずるに足らず

○小万源五兵衛の實説  
 世よ「五大力戀絨」といふ戯曲傳はりて小万源五兵衛といふ  
 もの、事を脚色めり然れども其の實説ハ大よ戯曲に演す  
 る所と異なれば其の詳説を記さん元文二巳の年のとなり  
 しが薩摩の藩士早田八右衛門といふもの大坂北の新地會  
 根崎三丁目大和屋十兵衛夫婦及び櫻風呂の抱へ娼妓菊野  
 また下女二人合せて五人の者を殺害せると有り源五兵衛  
 ハ即ち此の八右衛門また小万ハ即ち此の菊野が事を脚色  
 めるなり抑も早田八右衛門ハ薩摩藩大坂留主居の輿力に  
 して久しく留守居よ隨ひて大坂よ上り藩邸に滞留してわ  
 りしが此年の五月歸國の期限來りて留主居と、もよ本國  
 へ歸るべきととなりぬまかるに八右衛門ハ國侯より時計

の御誂ごんめつらひをうけ先頃さきごころより竹田たけの近江ちかえといへる細工さいく師しにあつ  
 らへおきしが此時このとき計けいの尋常よつらふの品しなとばかり餘程よほど手間てま入り  
 し細工さいくなれば出立しゅつたちの際きまにいたりて成就じゆじゆなさりき依よりて  
 八右衛門やくゑもんのみ小時とこ計けい出立しゅつたちのうへ歸國きこくすべしとて留守居るすゐの  
 はや歸國きこくの用意よういをなし、又出立しゅつたちの前夜ぜんやに出入でいりの銀主ぎんしゆ等ら  
 が催もよほしよて留守居るすゐを招まねき送別そうべつの宴えんを開ひらきしかば八右衛門  
 も俱ともよ打連うちつられて北きたの新地しんちの酒樓しゆらう又また赴おもむきけるに銀主ぎんしゆら種しゆ  
 々さまざま馳走ちそうよ手てを盡つくせし中なかよも物言ものごとふ花はなこそ肝要かんじゆなれとてか  
 ねて留守居るすゐの馴染なじみと聞きえしおいよといふ娼妓ちやうきを呼よびたり  
 しよ折悪せりあしくおいよの病氣びやうきにて引籠ひきこもり居ゐれば餘儀よゝぎなく其妹そのいまいと  
 女郎ぢやうらうの菊野きくのといへるを枕まくらべよ招まねきて其その由よしを語かたりいかで  
 今宵このよ一夜いちやのわれに代かりて彼かの方かたを慰なぐさめまゐらせんよと只ただ

願ねがひみければ菊野きくのもかねて世話せわになりぬる姉女あねむすめ郎らうのとな  
 れば辭いみがたしとて其夜そのよの留守居るすゐ又また添臥そひなして曉あかつきまで細こま  
 やかに契ちぎりけり然しかるに是この夜よ八右衛門やくゑもんの始はじめて菊野きくのを見み  
 て其そののあてやかなるに心迷こころまよひ我われも男おとこと生うまれたらんよハ  
 一夜いちやにてもかゝる女おんなよ伽がをさせたと思おもひそめしが福ふくひ  
 の端はしにしてそれよりハ屋敷やしきへ歸かりても夢ゆめうつ、又忘われか  
 ねて其そののあくる夜よ北きたの新地しんちさして赴おもむきしがさすがに昨夕けふべ  
 の茶屋ちやへ登のぼらんも心こころ恥はづるところやわりけん同どうト町まちの大和やまと  
 屋や十兵衛じゆべゑといへる茶屋ちやへあがりて爰こゝより菊野きくのを呼よびたり  
 しが菊野きくのハかくとも知しらざれば化粧けいざんせハしく出来いでりて二  
 階かゝへ登のぼりて座ざとしめしが八右衛門やくゑもんの面おもてをつくく見みてい  
 と卒爾そつぜんにハいへども御身ごんみハ昨夜けふべ薩摩さつまの御留守居ごんるすゐと同座どうざな

したまへし客人におひさすや、然るも今宵妾を招き玉の  
 りしの最と深き御情のほどの有りがたけれど一度ありと  
 も御留守居に添せし身にて同ト一座の客人に枕を駢べ  
 しと人に聞えてての妾の名もすたるとなればひらよ恕させ  
 たまへかしとてすげなく坐を立て去らんとせしかば八右  
 衛門の打驚き暫しと袖を引き留めて是のつれなき振舞か  
 ないかにも我れの昨夜留守居と、もよ彼の席を列りか  
 と留守居の最早今朝歸國して重ねて當地よまらぬ人な  
 りよしや又た再び來るとありとも和女郎の姉の代りして  
 一夜の枕席を同ふせしまでなれば今かく愛戀る、我れよ  
 添臥しなすとも誰かの批判するものあらんいかで承引  
 たまへやと衣をもちて引戻し志なだれよれば菊野の尙も

煩さしと突放さんと思ひしが八右衛門の風情を見れば切ら  
 に思ひ込みし様子なれば遊女の僻とて忽ち胸を思案しつ  
 か、る男をあやなして紋日や内証の借金の助けにもなさ  
 ばこよなき都合なりとそこくに酒の相手を程よくなし  
 事に託け其の夜の坐敷のみ勤めて立歸へりけり一目見し  
 さへ夢うつつ、よも忘られぬを親くし詞もかはし柳に風  
 のそれならで吹けば靡かんばかりなる振りさへも見しか  
 らの今の八右衛門の他事を打捨て晝となく夜となく菊野  
 の許へ通ひしが菊野の心の更に解けず只だ詞をあやなし  
 て欺き賺し櫛釵すべて頭の飾よりて衣装なにくれとな  
 く拵らへさせけるされど八右衛門のかくせば彼れが帶紐  
 解くならん斯うなさば女の心解るならんと兎や角心を苦く

めて菊野がいふがまよく買ひと、のへて與へけるが最  
 早や貯ひの黄金も盡き借るべき方も大方の借り盡して菊  
 野に入れ上げたれどもいまだ一度の情にさへ預からざり  
 き抑もいかぢればかくり菊野が八右衛門につらかり  
 しぞといふに菊野よかぬてより堂嶋中町なる錢屋善兵  
 衛といへる男よ深く言ひかはし居れば他人に決して心  
 を解くまよと誓ひしとなれば八右衛門より欺き取りし金  
 をも密かよ善兵衛よはこびて忍び逢ふと屢くなりけれ  
 ぱいつしか此の事八右衛門の耳よ入りて快らす思ひより  
 しも誰が詠みたりけん此のころの狂歌に「させくとい  
 ふてもやすい薩摩櫛とけて菊野がすくかと思ひといひふ  
 らしたるが後よこれに廓にて作りかへてさせく」と

いふてもあらい薩摩櫛すかぬ此の身はたとひ身をけづる  
 とてもとさやそまいと節をつけ三味線に合ひして流行唄  
 のやうよ唄ひはやしければ八右衛門のこれを聞きて今  
 はや耐へかねておのれ一討よして已れも腹切り死なんも  
 のをど薩摩風の意地を出して今斯うよと心をさだめけ  
 り（これより八右衛門が北の新地よて五人切の名を留る  
 までの事長ければ紙數限りあるを以て二編に記載すべし）

明治十四年三月十七日御届  
同 年同月十八日發行

(五錢)

編輯人

新潟縣平民

松村

操

神田區佐久間町二丁目十一番地

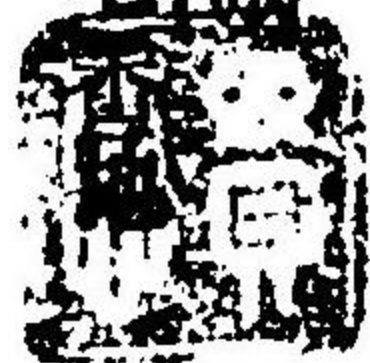
出版人

東京府平民

望月

誠

京橋區南鍋町二丁目七番地



發兌元

東京南鍋町二丁目七番地

兎屋

誠

大賣捌所

大坂唐物町三丁目五番地

同支

店

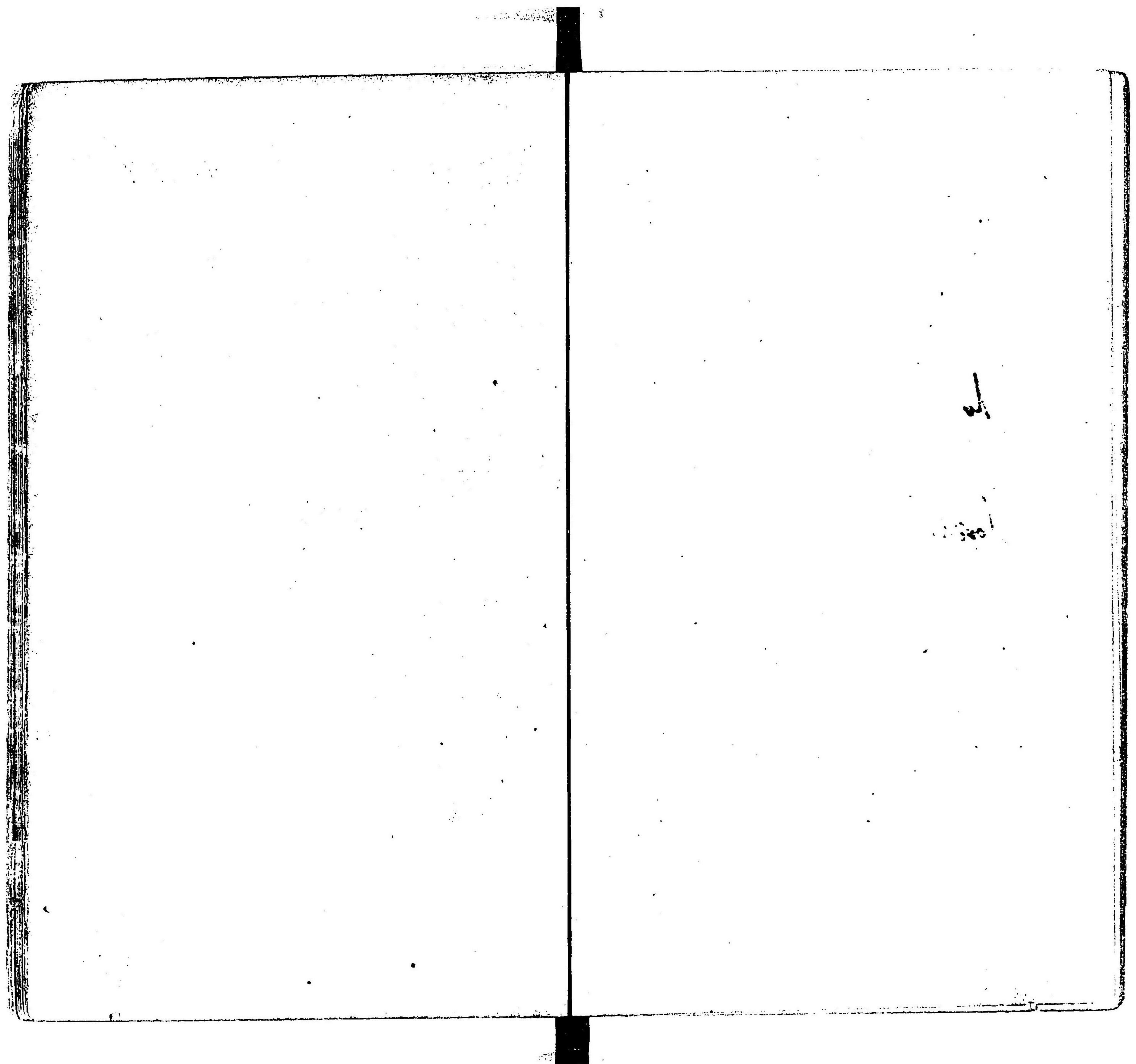
同

東京芝區三島町

山中市兵衛

h

Lochur

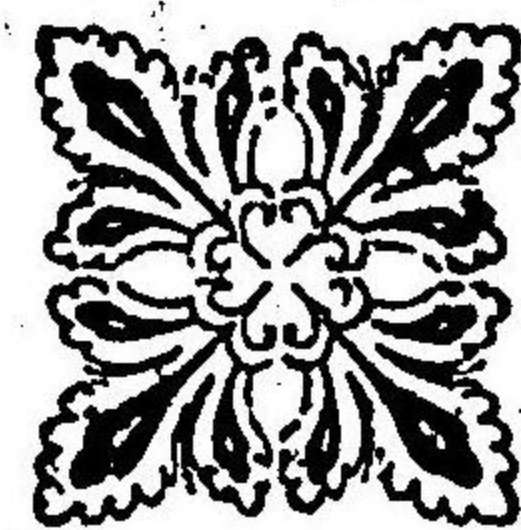




# 實事潭ものがたり

編 二

- おそめ久松の實説
- 梅の由兵衛の實説
- 助六の實説 附 總角毘の意休れ事
- 五人男の實説
- 小万源五兵衛の實説 (初編の續稿)
- 白木屋お駒の實説
- 佐倉惣五郎の實説



實事譚貳編

○おそめ久松の實説

世久松のお染の情人よしして情死せし者と思ふは大なる  
 りあり是れ演戯の妄説を實事ありと信ずるの過ち又出る  
 ところにして決して久松お染の情人にもあらねば情死せ  
 し者にもほらず今左に其の實傳を掲げて其妄を辨すべし  
 今昔し大坂東堀油屋橋の側らに住居せる油屋某の娘よ  
 おそめといへる有り二歳のときのとありしが或る日小僮  
 といへる十三歳よあれる者に命じ保傅をさせたるに  
 の傍り近き土堤岸へお染を負ひ往き遊び居りしがい  
 しけんお染の前まへの川水へ落ちしかば大に驚き人々馳  
 急ぎ引上げたれども讒か二歳の幼弱き小女のこと奇

東京番  
 春朝  
 春山

二  
れに既に死してゐたりしゆ是是非非なく死骸を家へ持ち歸  
り此山官へ届け置き菩提寺へ送りて厚く葬りけり借てお  
染が斯く非期の天死を遂げたるも畢竟久松の鹿忽より出  
たるおれバ憎き小童が所業なりとて戸主の腹立のゆまり  
にて久松を奥へ連往き油絞りををる大土藏の内へ押込め  
外より銃を下し置きしよ其の日の葬送の混雑よて人々も  
打忘れしが翌朝にいたり家内の者どもが久松とても故さ  
らに造せる罪にあらで只だ一時の不注意より出たるこ  
となれバ一途に咎むべきにもあらねバ先づ兎まれ角まれ  
土藏より連出さんとして土藏の戸を開き見れば是れいかよ  
何時の程よや久松の細もて目から縊れ死して居れり人々  
は是れのと驚きて此事を戸主よ告げけれり戸主も今更非

を悔ひて由あき事をし一として醫師を招き手當などせ  
しが最早や時も後れ一こふれバ其の甲斐更になかりけ  
れバ右の旨を語りて死體をバ野崎の親元へぞ引渡しける  
世の人々のこれを聞きて彼の土藏の遠き離れ家よて至る  
人もなく殊に家内の忙がしきに食物もあたはず夜に入り  
ても其のまゝ暗がりにて最と淋しさのあまり子供心に主  
人の娘を自身の過ちより死にいたらせたれば此上いかな  
る憂目に逢ふやふんと狭き思想より斯くの成行たらむが  
いと不憫なるとあり併し兎にも角にも同日に主従死を遂  
げしは是れも前世の因縁ならんと言ひ合へりとす是れ延  
寶七寅年九月二十九日の事なり  
三  
此事其の頃世に名高りしかバ大坂豊竹座の淨瑠璃作者

紀海音が狂言に綴りて翌寶永八卯年四月八日が初日よ  
 て「油屋袂の白絞」と名題を下し本朝五翠殿の切狂言に出  
 せしに大評判にて六月二十日まで打續けり是れお染の  
 事を狂言に仕組める始めなり此後明和四年十二月再  
 び同座よて菅專助の作にて翻案し染模様妹背門松」と題  
 して興行せしに是れ亦た大當なりしと又た安永九子年  
 九月朔日より稻荷篤藏座よ於て「お染新板歌祭文」作者近  
 松半二と名づけ脚色を改めて興行せしは是れも五十日  
 餘の大入りありしと云ふ是等の狂言の何れも久松のお染  
 の情人なりとせしゆ此後出來る新狂言も皆お其の虚  
 誕に據り益々妄を傳へるも遂に實事の堙滅して世  
 此れを知る者無きなり

欠

MISSING

○助六の實説 附総角、毘の意休の事

助六の事の世傳ふるところ數説あれども皆な信ずるに足らざる實の些小れ事蹟を附會して好事家が虚誕を作造し又た劇場にて演せるがゆゑ益々其名の高くありしものあるべし今其の本據とせしものなるべしと思はるゝ説を左に掲ぐ昔し江戸山の宿又大捌助八といへる魚問屋あり人となり情剛直にして義を好み義にたがひざる行をせる者を助け義またがふ者の豪強の士たりともこれをゆるさず常は操行有りて義侠の名世に高かりし或時人あり過て人を殺せし利を以て捕縛せられて町の番地に預けられたり其の者の言ふやうに斯くあるうへ外に望みあらざれども一たび助八に逢ひて言たき事あらば今宵彼處へ連

往きて面會させて給われと切に請ひたれば此由助八へ傳へたるよいかなるものよかとして直に番屋へ行て見るに未だ一面識もなき男あれバ助八の其方はいまだ予が知らぬものあり何の用ありて逢ひたき由申すやと問ふに其者答へて我れ思ひも口論のうへにて過て人を殺したれば死をともいさうか悔ゆるどころなし唯だ心懸りなるに我に一人の老母あり我死せば養ふべき者のなれば母の必ずす飢餓又追らん此の事のみ心頭にかゝり忘られねバ一旦命助りて母を養ひ送りて後死に就きたく思ふなれば此場いかにもして命を救けてたまへかしと血涙に咽びて頼みければ助八の最も哀れに思ひて孝心の者に有るまじき縁かの口論より事起り人を殺せんと實に言語に絶えざる

舉動なりといへども其の至孝の心と感で、救け遣すべし母を大切よせよとて縛を解きて放ち去らしめ自から此由を町奉行所へ訴へ出ければ罪人を私に放ちし罪輕からずとて助八を獄舎へ送られ罪人を尋出すまで禁錮せしむべしとて數月間繋がれしに遂に其内にて病死せり因て死骸の親戚へ下渡されたれば同所なる易行院に葬れり其妻某の深くこれを哀みて助八が墓所へ至りて自殺しければ是をも合葬したりしと予是れ助六の出所なるべし又た寶永年中花川戸に戸澤某の三男に助六といふ者有りさしたる事業もなき者にて俠客にもあらねどいかなるもゑか少し人にも知られたる男ありしが此の助六住居の跡を今も花川戸戸澤長屋といふ不圖三浦屋の總角と深く契り毎夜

廊へ通ひける此ころ或る武家の田中某も同じく總角が許  
 へ通ひ行きて互ひに快からず思ふうち或る日某の従者四  
 五人が助六の歸りを待受け仲町の往還にて争闘を仕掛け  
 しに助六は一人あればさんぐに打すへられしところへ  
 某も來りて腰ある尺八を抜とり助六は頭を打擲し罵りこ  
 らして立去りしが此事を朝日屋といへる茶屋の若者が急  
 ぎ總角に報せければ大に驚き自から其場へ至りて助六を  
 さまぐ介抱し髪の疵より血しほの流るゝを拭ひて自分  
 が着たりし襦袢の袖を引ちぎりて疵口を結び手當して大  
 門より駕籠に乗せ花川戸へ歸したり此事その頃専ら世上  
 に傳はりて人々佳話とあしたれば此の助八助六二人の事  
 を併合して名も似よりたれば一人の事跡とし好事家が粧

飾して傳へたるを演劇にもものして無比の喝采を得たる  
 より遂に今日まで傳ふるに至れるなるべし

助六の墓の今も山谷易行院にあり文化年中七代目市川  
 白猿が立川馬と謀りて建たる碑石あり左の如く彫つ  
 けあり

西入淨心信士 助六 榮譽貞贊 總角

助六の事を狂言に脚色と興行せし正徳三年四月五日  
 より木挽町六丁目山村長太夫座に於て「花館愛護櫻」第二  
 番目狂言江戸半太夫淨璃理を以て始めとそ此時の役割  
 に大道寺田畑之助後に助六市川團十郎傾城あけまき玉  
 澤林彌(髭)意久と後に休山中平九郎(傾城)喜世川と改む白玉(藤  
 村半太夫)白酒賣新兵衛實の荒木左衛門(生嶋)新五郎(かん



てら門兵衛へらくわん改男伊達とも十人此作者の津打半右衛門にて脚色に助六が意久を敵討する趣向なり二度目の同六年二月廿二日より中村座式例和曾我三番目花川戸助六實の曾我が五郎市川團十郎助兵衛實の曾我が十郎中村助十郎等にて夜切丸詮義のため助六が廓へ入込み意休を殺して夜切丸を取返も新兵衛も渡すといふ脚色あり三度目の寛延二年三月中村座にて助六の衣裳紫れ鉢巻絞袴の脇差一ツ印籠蛇の目の傘等その外脚色すさて面白く大當なりしゆる今よ至るまで其形多々存り居れり其後脚色を改め下興行せしとも皆此の三度目の狂言に則りて小變せしまであり

○髭は意休の深見十左衛門自休の事なり自休の徳川氏旗下の士にて本性を深溝十左衛門貞國をいふ壯年のまろより隠居して髪を剃り自休と号す人どあり身體短小あれども髪髯極めて美にして額を廣く拔上げたり日々吉原に遊びて町奴の群に入り人を困めたることも多かりしと寛文の初難波の梅翁が江戸に來りしとき自休其の門に入り俳句を學びしに梅翁其の額際を拔上げたるを見て名月や來て見よかしの額ぎりと詠たり後事に坐して天和二年四月流罪に處せられしが廿八年を経て寶永六年の春赦免されて江戸に歸れり因て一庵を菩提寺の内に造り名を自翁と改む此時の和歌に世をすてしわれをゆかくの捨てぬかな窓に嬉しき有明の月とあり

享保十五戊午三月十八日病死せり享年九十駒込片町龍  
 光寺に葬る墓石に一應院心溪自休庵主之墓と彫りたり  
 髭の意休とい此自休の事をかたどりしものなり  
 ○くわんべら門兵衛の深見自休の従僕にて町奴の徒と  
 親み後又三宅嶋に流罪せられたるものなり  
 ○朝顔仙平の北八町堀藤屋清左衛門といふ菓子屋にて  
 あさがほの煎餅を賣りしに大に行はれ又清左衛門も町  
 奴は群入りし者なるゆゑに狂言にてい道外形に朝顔  
 せん平といふ名をもらけたるなり

享保十五戊午三月十八日病死せり享年九十駒込片町龍  
 光寺に葬る墓石に一應院心溪自休庵主之墓と彫りたり  
 此の意休とい此自休の事をかたどりしものなり  
 ○くわんべら門兵衛の深見自休の従僕にて町奴の徒と  
 親み後又三宅嶋に流罪せられたるものなり  
 ○朝顔仙平の北八町堀藤屋清左衛門といふ菓子屋にて  
 あさがほの煎餅を賣りしに大に行はれ又清左衛門も町  
 奴は群ま入りし者なるゆゑに狂言にてり道外形に朝顔  
 せん平といふ名をもちけたるなり

欠

MISSING

○小万源五兵衛は實説 (初編の續稿)

八右衛門の家は久しく召仕ふ奴僕あり名を伴助と  
 よびて日頃忠實しく主に仕へしが先頃より主人八右衛門  
 が廊通ひを心に憂ひ折もあらば諫めを入れんと心掛けた  
 る折ふし八右衛門の容子何となく常に變りて見えければ  
 扱てゝる大事に及びたれ此の街巷の風説より主人の菊野  
 といへる遊女に欺かれ許多の黄金を取られたまひし由な  
 れば性質短慮の主人のとあれば必ら事に及びあんな  
 る時に此是の一時も猶豫しがたしさて一日八右衛門の前  
 に出で誠やらん此の頃世間ハ風聞に薩摩の武士何某ハ  
 北の新地よて菊野とやらん申す賤しき賣女まうつ、をぬ  
 かし數多の金を欺き取られ其上流行歌にまで唄はれて人

々に嘲けらるゝよし就て賤奴が考へ候ふに君に先頃より彼の地に通ひ詰め給ふと聞けば若やうれにほらざるかと竊かに案じ参らせしに此頃の御素振何となく合點のゆかね事多く扱ひ人の噂さをも菊野の合手の君なりと心付て候ふなり日頃より知る君の御氣質あひや大事とも引出し玉のんづる御氣色にて御尤もに候へ共よく御勘考候へかし抑も君の御身の御先祖以來御主家より俸祿を戴かせられ萬一事ある時其思遇に報んんと誓ひせたまへしとならずや斯く大切ある御命あるにいたしましたなき賣女に思ひかへて捨てんとまで思ひたまふはともいかなる御心ぞや斯ばかりの事の日頃御教訓ありし程なるに如何ある禍神の魅入りてや斯くも正なき御振まひを思ぼし

立せ玉ふものがあつて涙を濺ぎて諫めければ八右衛門も感じ入り如何にも我の過ちよき汝の諫めに従ひて向後なびたと思止り片時も早く歸國の用意取急ぐこと肝要あれとて遂に菊野の事の止りけるがこゝに先頃よりの放蕩にて彼の時計代金百兩のうち二十兩あまり遺ひ捨てしかば是れに大に困じ果ていかいせんと思ひ煩ふ折しも其の夜門の戸をほと叩きて早田氏内にをのそやと音信ふ者あり伴助聞くなり心得て懸金はすして請ずればやがて入来る一人の武士ゆり是れ即ち八右衛門の傍輩ある宅之進(姓)を逸すといふ者にて八右衛門の父が武術の門人にて日頃莫逆の友たれば此ごろ其の容子の合點ゆかねもの多ければ異見をも加へんとて密に訪らひ來たりしあり扱

宅之進の詞を正し此ころの素振只あらぬ事を詰り問ひしに八右衛門の先刻伴助は折諫せられ何事も前非を悔ひし折柄あれの包ます是までの有りし次第を打明し身の行状の向後謹の上にも謹を加ふべき心得あれど只だ當惑する金子ありと彼の時計代の不足を物語りしかば宅之進も聞て一時の驚きしが遂事の諫めす既往の咎めと只だ將來を慎みたまへ金子の事の如何やうとも拙者が調達なしまゐらせんと早速懷中より二十餘兩を出して渡しければ八右衛門の夢かどばかり打悦び押し戴きて三拜なし其夜の宅之進に別れけるさて其翌日八右衛門の右の金を以て竹田近江の方より出来上り一時計を取寄せ夫々荷造りあし出船の支度残りなく調ひければ大坂の知音の方へ暇乞の

爲め歩き廻りしに何方にてもその久しき別れあるべしせめての杯あざして門出を祝ひまゐらせんと諸方に酒を出して勧めければ八右衛門も辭んやうなく一つ二つづ、傾けしが覺ぬ痛く大醉して黄昏のころ歸路に向ひけるが酔中れ癖なれば前後の事も打忘れそ、ろに菊野のとと思ひ出ししかば知らずく歩を轉じて彼の曾根崎三丁目大和屋十兵衛の許へ立寄りけりされども菊野のかねてより八右衛門が深く已れを恨み居る由聞きいたれば万一の事あらんも知れず彼方が歸國せらる、までの身を忍ぶころ好らんとて其の親方有馬屋喜兵衛にも相談なし他の店に預けられ夜ばかり忍びて諸樓馴染の客に勤め居りしが八右衛門の斯くとも知らねば酔歩蹒跚にて店頭へ轉げ入り

菊野の來り居らぬやと尋ねしに主人の女房とめが左わらぬ体にて是のをぞましや菊野ぬしの此ぼせより京へ仕替へに行きはべりと答ふるにぞ八右衛門の眞實と思ひ其の残り多きとなりき斯くと知らば今一度逢ひ見て別を告ぐべきにと本意なげに腰打かけて居たりしが誼なき事とや思ひけんやがて暇を告げ立出て邸を指て歸る途中にて向ふより菊野の樓より走り來て行違へたる仲居に向ひ今夜のそかぬ客のため大和屋許赴きはべると言ひさしつ、足早に行過んとおしたるを目早き八右衛門のうれと見認めコヤ女まばらく待てと聲掛けて引捕へんとおし、かば菊野の噫あやと驚きて是の折悪ろかりしと見向もやらす足を空にと踊走りて大和屋へ飛て入り會釋もなさで二階も登

り息をころして隠れける引つゞきて八右衛門も大和屋の店に跳入りていかに汝等かくまで武士を愚かにせるや先刻京へ仕替へに行しと我に申せし菊野といふの今此の家へ入りし女あらずや疾くこれへ曳出して我が面前に引据ぬよと刀に反をうちかへし肩を怒らし詰寄れば女房のこの過ちぬと思へども流石の事熟れたる者なれば其の早田の殿の何事ひたまふや今我々店へ入りしに湊といへる女に侍り殿にの餘り菊野にあてがれ玉ふ心から見違へたまふも無理といはべらずあな可笑しやと笑ひつ、程よく其の場を言ひくろめぬるも今夜二階の客といふの菊野の情夫錢屋善兵衛と湊れ客繪屋仁兵衛とにて菊野湊の二人を加へ酒宴を開きし折からあれは今八右衛門が跳込みしを見



るよりも各々恐れ慄きて安き心もなかりけり八右衛門の  
 女房がうらぐしくも言枉ぐるを憎さも憎し此上の二階  
 へ登りて一詮議と一時心の早りしがいか待て暫し武士の  
 濫りある事なしたる時いかある耻見んも知るべからず  
 事穩かに容子を見とつけんとまばし扣ゆる折からに奴僕  
 の伴助が跡を追ひて尋來り此の有様を見て大に驚き事の  
 顛末を問糺して然らば兎も角も我が主人の心の濟むよう  
 彼の淡とやらんをこれへ出して見せ候へと言ふにぞ女房  
 も心得てやがて二階へ馳せ登り淡に此由言ひ含めて二人  
 連れだち下來りしが淡の八右衛門に打向ひて是の早田さ  
 まが珍らしかりきさきに途中に目見へし時の君との知ら  
 で最と無禮にてはべりしされば妾を菊野ぬしと見違へた

まひし心根の最と嬌しければ生涯忘れ侍らずかしと最  
 と空々しく言出るを此奴も同穴の狐狸あるかと八右衛門  
 の心中燃るが如く憤れども伴助の手前もあれ詮方あく  
 偕ての汝にてありしか酔眼もゑに見誤りぬと覺ゆさらば  
 邸へ立歸らんとて伴助を連れて立去りしかバ人々の面見  
 合せホツと一息衝きもあへずあゝ危ふかりしと吐きぬ斯  
 くて八右衛門の歸路に上りしを引返して彼等を討果さん  
 と思へども後に伴助が眼をくぱりて附添ひ居ればかくて  
 の事をなすも妨げありとて頼て程よき處に立止り伴助を  
 さし招きて今朝より歸國の支度みてひたと打忘れ居りし  
 が日頃懇意にせし某へ申送るべき一儀あり明日の出立の  
 筈あれバ明朝にての間に合ふまじ汝大儀をがら今より一

四十三

走り走り行き云々の旨を侍へ來よて命じければ伴助の主人の事の心よか、れど從僕の身のかかなさの辭せるにやうなく心残りして馳去りけり八右衛門今ハ獨り身とありて誰妨ぐる者もなければ心安しと打笑みて再び曾根崎へ引歸し彼方此方とろ、ろ歩きして夜の更るをぞ待居ける處に又た大和屋の方にてハ八右衛門が案じの外に心解けし体にて歸りしにぞ先の惡魔を拂ひしとて又も酒宴に夜を深せしが喜兵衛ハかねてより八右衛門の名を聞くさへも煩く思ひ居りしハ今宵ハ世にも怖ろしき有様にて跳入りあえや二階へも飛上りていかなる事をあさんも知れぬ勢ひなれば只だ二階の片隅に打震ひてのみありしが八右衛門の歸へりし跡よても胸とゞろき酒も肴も旨からぬバ

2

五十三

今宵ハ何となう心地わし、とて一人先だちて暇を告げ我が家をさして歸りけり跡ハ座もまらけて面白からぬバやがて杯盤を取かたづけて各々臥所に入ること、なし仁兵衛漆の二人ハ二階に臥し菊野ハ相手あければ下坐敷へ降りて主人の妻とめと一蚊帳の中ハ臥し其次に主人十兵衛又た臺所ハ下女二人臥しけるが次第に夜も深けゆくつれ敷の聲のみ高かりけり折しも此家の路次口より庭先の切戸をばづし椽先さして入來る者あり是れ別人あらざる早田八右衛門にて宵の遺恨を晴さんとて今此處に忍び入りしなりかくて八右衛門ハ椽先に來り見れば夜の暑さを凌がん爲めにや雨戸を少し明けかけあれば天の與へと喜びて直に坐敷よ踏込とて消かりさる行灯の火影にすか

して窺へば蚊帳の内には菊野とおとめが前後も知らぬ寐りばお機好かりしと打うなつき明晃々たる大刀を抜はちし蚊帳の四天を切落せりやがて菊野おとめを一刀の下に斬殺さんさおしたりしが若し一人にても取逃して此上あき遣恨ありとて忽ち一計を案じつき切落したる蚊帳の裾を一つに束ねグット捨りて結びしかば今の二人の袋に入りし鼠の如く驚き覺めて身をもがきあなやと一聲叫ぶも待たで白刃を右手に蚊帳さしよぐさくと突立ればワツト苦み叫ぶ聲を聞つけ家主の十兵衛は大に驚きてアレ盗賊ぞと叫びあがら蚊帳より外へ飛出るところを透さず八右衛門の飛びかゝり肩先丁と切りさぐり返す刀に右の腕を切落せば十兵衛もあへなく其處へ打倒れぬ此物音に臺

所に寐てゐし下女さよくらの兩人が驚きて泣き叫びつゝ逃げんとするを八右衛門の走りより是れをもばらりくと庭に切倒せり二階にて仁兵衛と湊の最前より睨めてありしが此の有様に仰天し只だ震ひながら馳廻りてやうく表の雨戸を明け庇の上なる目隠し板を押破りて往還さして飛下りんとせしが湊の女のとあれの恐お怖れて飛ぶことかなのねに假令切られて死ぬるとも留り居らんと言ひければ仁兵衛も湊を跡に残して一人逃んも流石不愆に思ひの押入おし開けば中の一の長持ありて其上に蒲團を載せたり是れ幸ひと兩人の蒲團かつぎて長持の上身をを忍ばんとなしたりしに餘りに狼狽て二人ともどづかよ

狭き長持の彼方の隙へすべり落しかば是れぞ勿怪の幸ひ  
 と息とこらして忍び居たりぬ程もあやせず八右衛門の五  
 人の死骸に片はしより止めの刀を刺通し此時菊野二十二  
 歳十兵衛四十八女房とめ五十一下女くら十七同きよ十二  
 やがて二階に上り見るに爰にも蚊帳の釣りてあれバ奴輩  
 のがさ上と勢込みてひきめくりしに其拍子に傍ある行灯  
 ころげ灯火消て闇夜とありけれバ白刃をりうくと振廻  
 して樓中を探し廻り押入の長持に目をつけ蓋放開て突さ  
 がせどそれと手答へあられされバ早や逃去りしか發念なり  
 しぞ吐きあをるをり四隣の雞鳴きつれて曉近くなりゆく  
 ぞ見咎められての一大事と心せくまゝ二階を下り勝手元  
 みる井の水を汲上げ血刀洗ひて鞆に納め身支度をばして

一さんに屋敷とさしてを馳歸りぬ其れ夜の元文二年七月  
 八日のとありけり偕て大和屋にての五人の死骸横りりて  
 坐敷より庭へかけ一面の血しを流れて見るも物凄死有様  
 ありしが仁兵衛漆比兩人の尙も恐ろしく潜み居れば夜も  
 早や明放れても其まゝにありしを近所の人々が見認めて  
 追々に來集り頼て町内の役人より此由官へ届出たれば早  
 速検視の役人が出張して吟味のうへ相手ハ早田八右衛門  
 に相違あるまゝとて直に其屋敷へ掛合ひたるに八右衛門  
 の逸早くも今曉出船いたせしとのとされバスハ逃をな捕  
 へよとて急に早船を仕立薩摩行の船を追かけ終に八右衛  
 門を生捕かへりしが全く其の所爲たるも分明なれば翌元  
 文三年二月十六日千日に於て死罪に行はれ梟首せらけり

十四 其捨札の左の通りありしと

武家方家來  
早田八右衛門

此者儀去年七月八日の夜曾根崎新地三丁目大和屋十兵衛  
方にて同所櫻風呂有馬屋喜兵衛抱髮洗女菊野殺害致し利  
へ自分の利を爲可隠十兵衛夫婦并同人下女迄切殺候段重  
々不届に付御門にかくる者也

此事を初めて淨瑠璃に造り薩摩歌妓鑑と名け又た演劇  
にての國言訥音頭かと題して興行せしが其後人形遣れ  
名人吉田文三郎が遣ひしより俄よ名高くあれり又た脚  
色を改め「初嵐元文嘶」と名け興行せしとき八右衛門を佐  
久間源五兵衛とあし宅之進を笹野三五兵衛等とし大當

りをとりにたるより専ら此假名を用う今流行する「五大力」  
の仕組は最後に出來たるものなり

〇白水屋お駒の實説  
 享保年中江戸新材木町二丁目家持に白子屋庄三郎といへ  
 る者あり代々材木問屋を以て業とせしが庄三郎の代にい  
 たり商業も思ひのまゝあらず家運追々衰頽に赴きたるう  
 へ庄三郎の兎角に病氣がちにて家業を操るにも氣力薄け  
 れば娘お熊が幸ひ年をろよもなりたれば好き婢を迎へん  
 と甲乙にも語り心遣りを助合するうち年頃懇意にする長  
 兵衛といふ者れ世話にて又四郎といへるを二百五十兩の  
 持參金にて婢養子と定めおくまど夫婦にぞしたりける其  
 後八年を経て享保十一年にいたりて兩人のなかに設  
 けたる一人の女子ありて今年五歳にもなりたるにおくま  
 の天資美麗にて見る人ごとくに心を動さざるの赤きといふ

〇白水屋お駒の實説  
 享保年中江戸新材木町二丁目家持に白子屋庄三郎といへ  
 る者あり代々材木問屋を以て業とせしが庄三郎の代にい  
 たり商業も思ひのまゝあらず家運追々衰頽に赴きたるう  
 へ庄三郎の兎角に病氣がちにて家業を操るにも氣力薄け  
 れば娘お熊が幸ひ年をろよもなりたれば好き婢を迎へん  
 と甲乙にも語り心遣りを助合するうち年頃懇意にする長  
 兵衛といふ者れ世話にて又四郎といへるを二百五十兩の  
 持參金にて婢養子と定めおくまど夫婦にぞしたりける其  
 後八年を経て享保十一年にいたりて兩人のなかに設  
 けたる一人の女子ありて今年五歳にもなりたるにおくま  
 の天資美麗にて見る人ごとくに心を動さざるの赤きといふ

程なれば金の威光のため又四郎を夫と定めたるもの、  
 日ごろ其の醜惡きを忌み嫌ふ体顔色にゆらとれて兎角の  
 噂さあど折々近所は流せしとぞこゝに白子屋にて年來召  
 仕へたる下女のひさ(三十一)といふ者ありしがその性質  
 曲て惡事には抜目なき者あればいつしかおくまが夫を嫌  
 ふ体を早くも悟り何がなとり入れ己れの所得にせんと思  
 ふまゝ、手代忠八といへるが色白く艶容に富みたる質なれ  
 ば何時しかこれをおくまに媒して密通をばさせたりける  
 斯りければおくまいますく又四郎を嫌ひ母のたつねに  
 も打明けて語りけるよねの固より惡才よ長けたる奸  
 婦なれば娘を愛する一念よりこれへ加擔していかで又四  
 郎を逐出さばやと種にと難題を言掛けたれば終は離縁す

ること、のなりたれども彼の持參金を取揃へて渡さされ  
 一すありとも此家の内は動かじと又四郎より言出した  
 れば是に流石れ母子も辟易して金の工面に心を勞し兎  
 やせん角やと日を送るうちおくまの又も同町材木屋某の  
 次男何某と密通なしたるに何某の又四郎さへ離縁なさば  
 貳百兩の持參にて入夫とあらんと密に約しみればおつね  
 もこれを承知にて屢々忍び合せられに付ては又四郎を離  
 縁せよの彼の貳百五十兩を返さねばならず又た何某を  
 入聲に迎へるときの貳百兩の入金あればは何がな又四  
 郎に科を負せ惡名つけて逐出し持參金を踏例すこそ捷徑  
 あらめとそれより下女のさく(十六)といへるに言合め又四  
 郎の聞へ忍び行き首尾よく一夜の契りを結びなば屹度巨

六十四

多の褒美を與ふべければよくせよかしとて手引して或る夜又四郎の臥床へ忍ばせたるに又四郎の性質嚴正にて假にも下婢あどに戯るべき者あらねば嚴しく責り懲りて逐歸せしかば此計策も霽餅とあり如何のせんとも母子の案じしが例のおひさとも談合して此の上の手荒き業をせんより外なからんとて願て彼のきくを密に呼寄てかねく其方が手代長助と念頃になすとの篤より知り居るとなれば何かあ一つの功あらば夫婦ともあし遣らんと思ひ居りしがそれに就て今其方に言付る一儀あり是れさへ首尾よく仕負せなば明日より暖簾をわけ店を持たせて夫婦となし遣らん是の當座の手當なりとて金十兩を與へて斯くくせよと言附しにおきくの素より長助と深く契り居れば早

七十四

夫婦とならるゝを悦ぶあまりうて、加へて傍よりねひさも俱々口を添へて勸むるに不情痴に迫りし少女なれば後の難儀も思ひのこる終に承諾したりける其の夜ねさくの言含められたるとやり更の深るを待わびて又四郎が奥座敷に獨り臥しあるところへ忍びより枕邊へツと進みてかねて用意の髪剃もて又四郎が咽喉をかゝんとて突下りたるに誤て腮二三箇所を切りちらしたれば又四郎のがいとはね起き曲者ありと叫びながらおきくを組留め聲を限りよ呼立れば手代ごもい駈附て立騒ぐうち近鄰の人々も何事やらんと馳集り扱ても大胆なる少女かなとて口々みねさくを罵るにぞれさくの前後の考へもなくた内儀さまの頼みおて旦那さまを切殺せば馴染の男と夫婦にして店を



持せて下さるとの事也。此の仕合に及びしにて外に仔細も有りませんと。言ふに、同一の驚きでさらば中へ捨置くべきよしあらずとて、此の旨町奉行所へ訴出たるにより、家内召仕とも十二人残らず半舎へ送られ、又四郎も名主預けを命せられたり。斯くて段々取調べのうへ、翌同十二年二月二十五日、松平左近將監差圖掛り大岡越前守申渡し、ておくま(二十三)の町中引廻しの上、斬罪を申付られ、忠八(三十)の引廻しのうへ、浅草に於て鼻首せられ、さくの斬罪おひさの引廻しのうへ、死罪となり、おつね(四十八)の遠嶋を申付られ、庄三郎の家事不取締につき、江戸拂となり、手代清兵衛、善八、長助、權助、下稚伊助の構無き旨、て放免となれり。此日のかねて市中にて評判高き白子屋の御所刑ありとて、早

曉より半屋敷近邊への四方より看客が群集し、爪も立ざる程ありしが、朝四ツ時過ぎごろ、おくまを先またせられ、りおさくおひさと裏門より馬にて引廻され、半時程後れて、忠八の引出されたり。此時おくまの上着の黄八丈の大格子嶋下着は、淺薄と鼠、て唐草模様の板締大形の帯を下げ、髪は嶋田よ結ひ、薄化粧をあし、其美あると人目を驚かせりと、又たおくまの死骸の親族の者より願出て引取り、此夜芝増上寺内念佛堂當照院へ葬りしと云ふおつねの遠嶋を申渡されたる後、便船なきを以て、數月間獄屋につかされ居りしが、同年十一月二十三日の出船にて、三宅嶋へ送られ、延享二丑年三月赦免とあり、三十年目にて江戸へ歸り、南新堀貳丁目家持八兵衛へ引渡されしが、寛延元年辰年四月病死せり。

享年八十一なりしと云はる者の長壽の最と珍らしと其頃評せしとあるは、是の事を狂言に仕紐みし始めの安永四年九月九日より境町の操人形豊竹新太夫座(これを或ひのさつ座ともいふ)にて「戀娘昔八丈」と名題して興行せり狂言作者の松貫左、吉田角丸の兩人が白子屋を白木屋となじか熊をお駒とあし手代忠八を丈八とあし且つか熊が引廻しの時着たる八丈絹を假りて内の場に用ゐる名題に嵌めたるあり、整年三月朔日より中村座にて此の狂言をそのまゝ、演じお駒(菊之丞)丈八(友右衛門)才三郎(三五郎)等にて大當をとりしより今日まゝいたるまゝで有名ある狂言となれり

○佐倉惣五郎の實説

佐倉惣五郎の事世傳紛々として一ならず皆な信を措くに足らず或ひの云ふ佐倉城主堀田上野介苛虐の政を施し一時増税の擧ありしを村民怨望して告訴すれども聽かれず惣五郎已むを得ずして江戸に來り將軍に控訴す上野介大に怒り惣五を囚て其妻子數名を並せて磔刑に行ふ惣五郎怨鬼とありて上野介の心を狂はせ遂に家國を喪ひしむるに至れりと是を大ある誤あり今古書及び口碑の徴すべきものに因て參考し其の實事の概畧を掲ぐべし佐倉惣五郎とい稱史者流の設くるところの假名にして本氏の本内(キノウチ)名の宗五郎下總國印幡郡公津村の里正なり其の先の世々千葉氏に仕へしが後民間に下り農を以て業とし村

二十五 人の望みあるを以て里正とある抑も宗五郎が徳川將軍に控訴せし主意の其の上書を一讀すれば以て概略を知るに足るがゆゑに先づ左に其上書の寫を掲げ面して後ち其の事の顛末を掲ぐべし

乍恐奉<sub>ニ</sub>奏上<sub>一</sub>御訴訟之事

堀田上野介領分下總國印幡郡佐倉組合八十四ヶ村名主  
百姓同國千葉郡組合七十四ヶ村同國相馬郡布佐組合三  
十九ヶ村上總國武邊郡七十七ヶ村組合村數貳百四箇村

右村々總代

印幡郡公津村

名主 宗五郎

過免御取箇  
御免之訴訟

外ニ六人  
名前印

三十五 右下總國印幡郡佐倉領村々名主年寄百姓共奉<sub>ニ</sub>奏上<sub>一</sub>許訟之  
義當領主様御代々之内慶長十四年土井大炊守様御領分に  
罹成御年貢御取箇并夫役其外等有來候通り御上納仕候勿  
論村々永荒永引無高地高御慈悲をもつて御憐愍下され百  
姓共農業出精仕り親養育罷在偏に難有奉<sub>レ</sub>存候其後堀田加  
賀守様者信州松本より寛永十九年壬午年佐倉へ御所替遊  
され慶安三庚寅年前々御取箇に准し過分之増免と申儀の  
無之夫役小物成等に迄同斷之義に而難有奉<sub>レ</sub>存候然る處  
に翌年辛卯四月廿二日加賀守様御逝去後御家督上野介様  
御代に成り其年の秋御割付御免定より過分之増免御取箇

五十四 御座候高たかで石いしに付つ二斗にぶ貳に升しやう宛あつ増ぞう免めん御座候ござ候

編者曰く此稿未だ長ながければ第三編だいさんへんの巻首まきびに録ろくす

本編以下引用書目ヲ畧ス

（Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including characters like 御座候, 編者, 曰く, 此稿, 未だ, 長けれ, 第三編, 巻首, 録す, 本編, 以下, 引用, 書目, ヲ, 畧ス）

實事譚二編終

明治十四年三月十七日御届  
同年六月六日發行

(十五錢)

編輯人

新潟縣平民

松村

操

神田區佐久間町二丁目十一番地

出版人

東京府平民

望月

誠

京橋區南鍋町一丁目七番地

發兌元

東京南鍋町一丁目七番地

兎屋

誠

大賣捌所

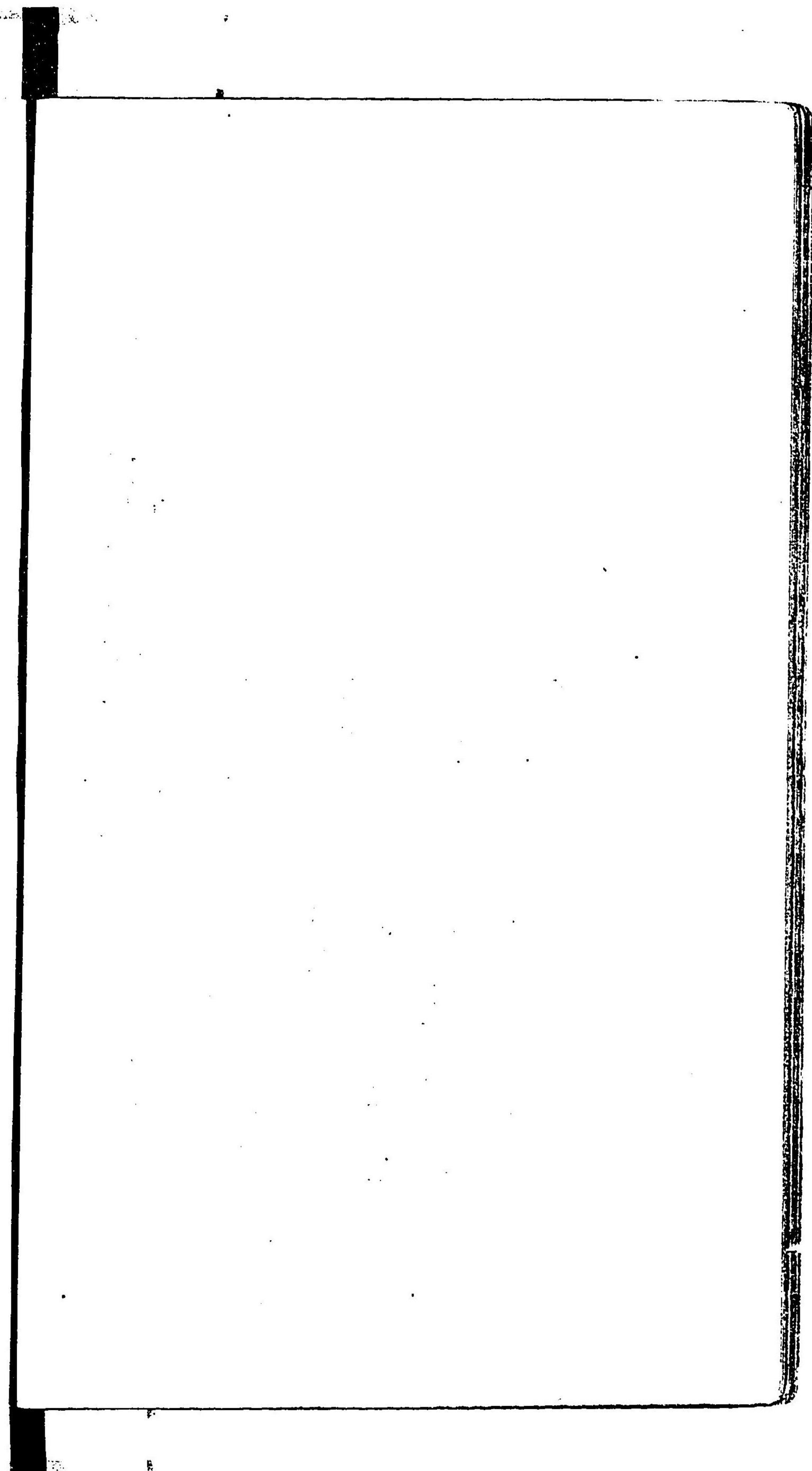
大阪唐物町三丁目五番地

同

支店

東京三島町

山中市兵衛



# 潭ものごと事ト實ト

編 三

- おはん長右衛門の實説
- 鼠小僧の實説
- 宮城野信夫の實説
- 三勝半七の實説
- 加賀見山の實説
- 苺萱道心の實説
- 龜山仇討の實説
- 佐倉惣五郎の實説

東京圖書館

函 八 三

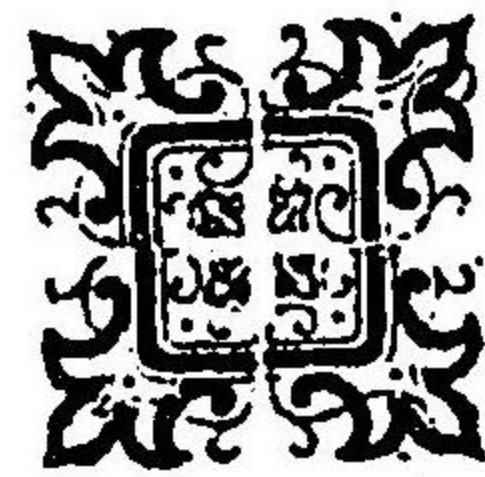
甲

架 一 一

子

號

類



實事譚三篇

○おはん長右衛門の實説

松村操編輯

世昔なおはん長右衛門の情死せしものよ如く思へども實  
 は情死にゆらで横死したるなりまかるに此の横死の事に  
 付ての兩説あり其一説は世に言ひもて傳ふるをまくとおは  
 んの京都の町人の娘にて當時年十四五の少女あり(家名を  
 信濃屋といふ)又た長右衛門も其の同町の商人にて(家名を  
 帯屋といふ)もの即ち是れありおはんは私通せしが既に懐  
 妊におよびもかばせんかたなくて相携へて走り桂川の邊  
 におはんが乳母ありければ其夜の此の乳母が家をたのみ  
 て止宿し翌日またさに立出てその指す方へ赴ふかんとす  
 一 おはんが親の京都よてまかるべき商賈なりければおはん

二 路用のために親の有金若干盗み出でて懐ろにしたるを  
乳母ありし女はやく猜して金あり計明自ら尋ね預け  
たまへといふ此のをり長右衛門の所用をはたさぬために  
外へ出て居合さしりしかばおはんの言ふがまゝに懐ろな  
る金を乳母に預けしり斯くて初夜過ぐるる長右衛門も  
乳母が家に歸り来て俱に察しけりさるはどに乳母の金に  
まよひ悪心起りて竊かにその子某と示し合ひ、小夜更  
るまゝに兩人が熟睡せしをり臥房に忍び入りて盗り殺  
おはんは長右衛門が衣の襟を結び合せて桂川は案にけり  
一 兩日を経て兩人の死骸浮み出て岸に着きしかばおはん  
が親、長右衛門が妻いさらなり人々皆な情死ありと思ひて  
官府に訴へ検視を請ひて其の死骸を葬りぬ此の長右衛門

の年齢五十に近きものありければふさひしからぬ情死あり  
りとして世評噪しかりき斯くてその翌年おはんが一周忌に  
當りしみるおはんが兩親追薦の物事を修せんために桂川  
なる乳母をも招きよせて庖厨の用を傳わせしに其の  
速夜に牡丹餅を拵へんとて乳母の煮たる赤小豆を摺らせ  
しに最も熱しとて諸膚と脱ぎたるが着たる編絆の色に覺  
えあはれはんが編絆なりければ主人夫婦乳母を尋たがひ  
て竊かに町奉行所へ訴へしにまゝ乳母と其の伴の召捕ら  
れて白状前條のとほりに紛れあかりしかば乳母も其の子  
も嚴刑も行われしといふ是の安永年中のとなりと此の説  
の古く京都人の語り傳へたるところにてや、實傳に近し  
三 とこそ思ひしに又た一説ありおはん(實名のかかん)京の



四

町人の娘、長右衛門の實名の長左衛門、大坂の商人よて常々  
 京へ往きて賣買しぬるものなれば、おかんが親を疎からず  
 その年齢の世に言ひ傳ふるを、とくおれどもおかんと私通  
 せしともなし、當時おかんの大坂ある親族の手引にて、かの  
 地のまかるべき家へ奉公に遣まべき約束あり、日々は大坂  
 より迎への人を遣すを待ちしに、久しとあるまで、便りあか  
 りき、折から長左衛門の京へ來りて、商ひ仕にて、大坂へ歸  
 ると聞えしかば、おかんが親の長左衛門に云々、と娘のうへ  
 を告げいかで、おかんを伴ひて大坂なる某に渡したまひ、ね  
 と頼みしかば、長左衛門の止むことを得ず、頼みに任せ、その  
 夜のおかんが親の家にて翌日未明におかんとを伴ひて  
 立出けるに、誤りて時を取りちがへ、明るにやとあるべか

らずと思ひし、又尙を曉七にのならざりけり、おかんが親  
 の家より大坂へ赴く、よの桂川を見たるが、順路あれば既に  
 して桂川まで來よ、けるに、尙ほ夜深ければ、渡す舟あらず、せ  
 むかた、おさに、兩人河邊に、たみて、天の明るを待つ、ほどに、此  
 邊の鬼人博奕の歸るさま、これを見て、疑ひ訝かり立ち、より  
 て由を問へば、長左衛門云々なりと、答ふ、そのをり、鬼人思ふ  
 やうこの男、今言ふよしの、虚言みて、實の此の少女子を誘ひ  
 出して、俱に走るよ、おらむ、ずらん、おからば、必らず、懐ろよ  
 路用の金あるなるべし、せんすべ有り、と計較みしを、氣色よ  
 も、おらは、さす、長左衛門、又打向ひて、ろの、笑止、ある事なり、か  
 し、今が、た、八ッの、鐘、聞へ、た、れ、バ、明るに、い、まだ、遙か、あるに、い  
 五つまで、か、斯くて、あらん、我、れ、渡して、ま、わ、らせん、い、さ、此、方へ

六と先に立ちて繋ぎし舟に打乗りて竿を引抜きて岸出ます  
ればおかんのさらなり長左衛門も慌びを逃べて諸ともは  
やがて舟に乗りけり斯くて件の悪者の舟を中流に漕出せ  
しかば忽ち竿を取直して長左衛門を歐殺し又たおかんと  
も打殺して路用をさぐるに長左衛門が懐中に金二十兩餘  
あるを奪ひとりおかんの衣裳の下着も皆あらひて情死  
と思はせんためば兩人の衣の袂と袂とを結びあひせて桂  
舟の床中へ投棄せ舟を元の處へ漕ぎがへし繋ぎとめて逃  
去りけりその後長左衛門おかんは死骸浮み出でければお  
かんの對驚きまたがひ檢視のぞり長左衛門の金二三兩  
懐中せしと聞へしに其金子の無きことを不審なれと申立し  
かば是の盜賊の所爲なるべしとて町奉行所より遊里及び

兩替屋どもへ竊かに下知して訴へ申せと觸れ告げけり件  
の盜賊の奪ひ取りたる金を資本として商ひをせしよ素よ  
り不義の資金なれば繁昌すべくもあらず剥さへ長病に打  
臥したればさ、やがある借家に居れり茲かれども其の金  
猶やも幾兩か残りければるを一兩づゝ錢を換へて一年に  
かり支へしが果は僅に小判一兩のみなりしを反故まつ、と  
しま、人に頼みて兩替に遣はせしに其の反故の元來長左  
衛門の金を包みし紙あれば長左衛門の名を記してありし  
を賊の無筆なれば思ひよしを知らざるなり其のをり兩替  
屋某の件の金の包紙を心ともかく打見るよ一兩年前町奉  
行所より觸れ示されし盜賊穿鑿の手が、りと思ひ合する  
よしければ乃ち町奉行所へ訴へて包紙を差出しければ賊

八の立ちどころに召捕られて訊問におよびしに白狀前條の  
趣きなれば乃ち死刑に行はれしとあり此れ説は其頃京町  
奉行なりける松前鏡前守江戸へ下りし祝ひに鎌倉山崎宗  
運るれ郎へ至りて對話の次在勤中奇談の候はずやと問ひ  
しに否させる奇談のあした、今世に言ひもて傳ふる長右  
衛門おかんといふ男女の情死の事はいたく謔り傳へたる  
なり其の故の箇様々と前條の趣きを説きて此事の予が勤  
役中自から吟味しざる事あればかばかりは實説はならず  
と語りしとぞ因りて接ふに前の一説も似たる事似たれ  
ども京の人の猶は謔り傳へたるよて後の説は確實あるよ  
如かず又た右の筑前守が勤役の實歴六年より同十一年ま  
であれば此の年間にありし事なるべし

此の事を淨留理に作りしの大坂に於て安永五申年十月  
七日の初日にて「おは長右衛門桂川連理柵」と題して興行せしが  
初めありそのころ大評判にて四十餘日打續きても入り  
が落ちざりしといふ是の作者の近松東南あり又た江戸  
にて歌舞妓狂言に仕組みし天明元年四月二十日より  
市村座よて「おは長右衛門道行瀬川の仇浪」と名題を下し櫻田治  
助が作りあしたり當時長右衛門に松本幸四郎(老後に男  
女川錦十郎と改む)おはんに瀬川菊之丞(三代目路考老後  
に仙女と改名す)にて無比の大入を得てそのをり淨留理  
道行の富本豊前太夫の出語りにて其の曲後にいたるま  
で豊後節よこれり是らの淨留理狂言のいづれもおか  
ん長左衛門を情死したりと作りしをる自から世人の耳

十

目もこれに慣れて終にのるの實傳を知るさまにいたれ  
るあり世傳ふるところの情死などいふものは此の類  
甚だ多し

欠

MISSING

○三勝半七の實説

三勝半七情死の事元禄八年十二月六日に在り三勝の實  
 名をおさんといふ大坂長町四丁目美濃屋平左衛門の娘に  
 て三勝のうの藝名なり又た半七の大和宇知郡五條新町の  
 者にて家名を赤根屋といふ常に屢々大坂へ往來するうち  
 料らずもおさんと馴染互ひ深く言交せしが後に半  
 七の家計不如意となりて豆腐屋を出し揚豆腐などを賣り  
 て居りしが斯くてもおさんのこの思ひ切れずおさんも亦  
 た半七を措きての外に夫と定むべきものなして痴情  
 に凝りたるまゝ終に下難波村へ赴き墓所の石垣下にて共  
 に咽を刺貫ぎて情死せり是の六日の夜の事あり翌曉にい  
 たり人々これを見出して官府へ訴へ出たるにより檢視の

うへ半七の死骸の宿主ある長町壹丁目近江屋安右衛門へ引渡されかさんの死骸の其の姉婿上木町八丁目札の辻安右衛門へ引渡されたり左に下難波村庄屋の届書及び安右衛門の引取書又た半七の遺書と載す一讀以て其の事情を知るを得べし

下難波村庄屋届書のうりし

一攝州西城郡下難波村領墓所南側石垣の根端にて年頃三十四歳の男年頃廿四歳の女咽と切二人とも相

果居申し

一男の疵二寸斗り腹臍の上一寸斗り突疵相見申候

一女の疵咽四寸斗り突疵より候様相見申候

一男衣類郡内しま両面綿ス一ツ袖茶帯一筋羽二重下

一ツ草足袋一足珠數一連但能し在手にか脇差拵付銅

命長サ二尺一寸糸柄の小刀脇に御座候し銅柄一本

一女衣類日野も、竹小紋布入一ツ郡内嶋布入一ツ糸

おく帯一筋日野もく一ツ木綿足袋一足ちり綿ふく

一ツ野但し日

右の通り男女着し居申候

一封書上書三勝え、半左衛門様半七より一通

一木綿茶色布子一枚者下に敷居候の

右之通り吟味仕候處相違無座候以上

元禄八年亥十二月七日 下難波村

庄屋

甚右衛門

年寄

源左衛門

七郎兵衛

九兵衛

辻彌五左衛門標は内

關戸條左衛門様

渡邊爲右衛門様

札の辻安右衛門引取書のうつし

差上ヤ口上書

一下難波村領墓所石垣根端の内拙者女房の妹並男自  
害仕候由風聞承り候に付早速罷越見ヤ候處拙者女  
房の妹さんどヤ女に紛無座候尤其男の存不ヤ候

上本町八丁目

札の辻安右衛門

近江屋安右衛門引取書のうつし

一私方常々宿仕候大和五條赤根屋半七とヤ者當月五  
日に參り罷在候處昨夜町へ罷出候由にて私方能出  
ヤ候然る處今朝下難波村領に相果罷在候由承り候  
故死骸見届ヤ候處男女相對にて相果候体に相見ヤ  
候則ち右書置大和國へ遣し候様の占付候故苦越申  
候相果候様子ハ不奉存候得ども拙者宿仕候儀より  
座候間半七死骸請取ヤ度奉願上候以上

長町一丁目

近江屋安右衛門



半七遺書のうつし  
 一此度三勝私かく相果候事さろくにくいと思召被  
 成候得ども互に捨がたき一命をかけ斯成行候事つふ  
 さに不書候得ども戀のせつなる事はすいりやう可被  
 下候各様もも身上大事成娘我身もひとりの母とや殊  
 に身上の事も辨へず死をとげ候バかならずくうと  
 きなるとの思召被下まじく候にも角にも筆にの言  
 せがたく候ま、あからんあと不便と思召宜敷願ひぞ  
 んと上候次第の跡よて知れや候間筆とめや候

十二月六日  
 三勝どの

御左衛門様  
 平左衛門様

半七

猶御袋にのいつぞやくれくや置候事も皆偽りと  
 成候ま、まことにはづかしくぞんと候得どもくわ  
 このころとあきならめ願奉存候

大坂千日寺の傍りに半七三勝の石塔あり何時のころ建て  
 しものや年號なく其の面に嵐雪月照信士わかぬや半七  
 月聖妙霜信女みのや三勝と彫り下ふこほさつのうてなに  
 ならふ袖の雪死貌のあやうつくしき朝の霜と俳句二首を  
 彫添えたり又た千日前法善寺にも三勝半七の石碑ありて  
 是れに嵐雪月照信士和州宇知郡五條新町赤根屋半七月  
 雪妙霜信女大坂長町四丁目みのやさん事三勝元禄八乙亥  
 年十二月六日と彫りつけあり

一十三  
 此の事を淨瑠璃に仕継みしに寶永六年八月大坂豊竹座

にて「廿五回忌」と名題をつけ、興行せしが始めなり。此の時、笠屋三勝と名を改たり。此年の情死より十五年目に當る（二度目）元文二年十月に脚色を改め、三度目、明和九年十二月「茜屋半七艶容女舞衣」と名けて興行せり。作者竹本三郎兵衛應律（此、外屢々脚色を改め、又稗史などにも種々又造りたれども、皆な怪誕不稽の説を雜へ、其事を誇張し、るにて所謂、鹹と以て、棍となすの類なれば、決して信すべからず。

○加賀見山の實説

世に「加賀見山舊錦繪」といふ戯曲傳はりて、尾上岩藤おはつこの事を脚色めり、まかれども、其の實傳は狂言にも、のぞるゝところ、大に異なれば、其の大畧を記さん。享保年中、松平周防守の奥に召仕はれたる局（役名）に澤野といへるもの、又た中老（役名）は瀧野（實名みち）といへる者あり。澤野は其性峻酷にて、人の過ちを見て、いまばらくも假すと能はず。罵詈訕に口を絶たざるゆゑ、人皆これを懼れけり。同九年甲辰四月三日、れとありしが、瀧野が奥向、よて些か過ちしとありとて、夫人の面前にて、澤野はさんぐにこれを罵り、聞くに堪えざる。悪口雜言をもて辱しめたるに、瀧野は身の過ちをせむかた、あく無念をこらへて、黙し居たり。夫人は聞かぬて、澤野の

四十三

叱りかた餘りにつよし兩人どもに今日は先づ下り候へど  
命せられければ瀧野は涙と、もに部屋へ下りしる斯く辱  
しめを受けたる身の何面目に存命へんと心を決したれば  
やがて一通れ遺書を認め召仕へたる下女山路(實名おたつ)  
を呼びて急ぎ此の文を實家へ持行き母さまにまゐらせよ  
とて渡したれば山路は受けとり門外まで出しが熟く  
の文を見て思ふやういつも文をまゐらせらるゝに文箱  
に入れらるゝに今日も限りて紙よて包み固く糊もて封じ  
あるも心得ず且つ先刻は下りの素振といひ心にかゝると  
の多ければ此文を開き見るころ捷徑なれ無禮のやどの  
怒させたまへかしてて手早く封を切り見るに云々の事に  
て一分立がたさま、自害いたし相果す候につきゆいとま

五十三

ごひのため此文をまゐらせ候由認めありければ山路はさ  
てはと驚き此体ならば最早や自害をしたまひつらむ先へ  
の行かず急ぎ部屋へ立歸らんとて馳歸り見るに屏風を立  
廻らし瀧野は其内よて自害して死しぬたり山路のその前  
よ一尺二寸ばかりの脇差取りしをそのまゝ、血をも拭えず  
鞘へ納め死骸を布團にて包みさて澤野の部屋へ至りて主  
人瀧野ことちと目にかゝり度事これ移るにつき参上い  
たすべき筈あれども氣分あしく臥居候もゑ憚かりながら  
は出下されたくと申出侍りと何氣なく言ひければ澤野は  
かゝるべしとの更よ心もつかざればいざとて連立ちて瀧  
野の部屋へ至りけり山路の屏風の蔭にかくし置きたる前  
の脇差を取出し主の敵のがさじと拔手も見せず澤野の腹

へ突立て胸先より背まで貫きて殺しけり周防守の此の事を聞かれ女にのめづらしき節義なりと稱美ありてやがて瀧野の母を召し山路を養女に遣はされ向後何方へも奉公にの出をまじく彼れが縁附候をりにのや出候へば望みのとやりに支度をも遣はすべしと厚き詞をたまはりしとぞその時澤野年六十一瀧野年二十三山路年二十二なりしといふ

「加賀見山舊錦繪」の天明二寅年江戸にて作れる狂言なり鏡山いざ立よりて見てゆかんと古歌にもありて鏡山の近江の名所なるゆる近江の事とし文字に加賀見山と書きて聞かせしゆゑ世人多く此事の加州は奥向にてありしとの如く思へども大なる謬りにて實の前に記する

が如し山路の名をおはつとせし其實名かたつを小變して用の草履打の一段の不破名古屋の古狂言の脚色なごを假りて造り設けたる例の無根説なり

○ 苜萱道心の實説

世に苜萱の九州大名加藤左衛門重氏の氣心したるなりと言傳れども正しき古書又此事を記せるものなし是の例の淨瑠璃作者が造り設けたるものあるべし彼の有名ある苜萱桑門築紫轆の享保二十年並木丈助れ作にて大坂豊竹座にて興行せしに非常の喝采を得て今にいたるまで傳はれり此の狂言れ中又仕組み誰も知れる重氏の二妾の髪が蛇とありて戦へりと云一事の藤澤れ一遍上人の事跡を假りて作れるなり一遍上人の伊豫の住人河野七郎通廣の次男あり家富榮え郡郷數多領したれバ威勢四國九州又輝けり二人の妾ありて何れも容貌うるはしく心さま優なりしかバ寵愛尤も深かりし或るとき二人の妾双六盤を枕として

頭さし合せ假寐したりしに二人の髻たちまち小き蛇さ  
 り鱗を立て喰合ひけるを見て刃を抜きて中より打切りた  
 り是れより執心愛念の恐ろしきを知り發心して家を出て  
 比叡山に登り桑門の身となり西山の善惠上人に逢ひ本願  
 念佛の法聞を學び十一年を経て自から智眞坊と名乗り諸  
 國を遍歴して終に相州藤澤又一道場を設け時宗を廣めた  
 りとか、れバ劫萱發心の事ハ一遍上人の事跡を翻案せる  
 と明らけし又た石動丸が劫萱を尋ねて高野山に至るの一  
 段は古淨瑠璃本鳥羽の戀塚といふに袈裟御前と源渡の中  
 に男子ありて成人の後父が南都東大寺又出家しゆるよし  
 を聞て都より南都に赴き東大寺の場にて俊乗坊に出逢ひ  
 今道心に尋逢ひたきよしを告るるとき昨日剃たも今道心お

と、ひ剃たも今道心といふ伎詞ありて一旦佛門に入りし  
 身あれバ親子の名乗もまかぬるうち山の上より師の坊の  
 教誡の詞有りすべて彼の「築柴轆」の大切高野山と同じされ  
 バ丈助が作れるをり此の「鳥羽の戀塚」の奈良を高野山には  
 めたるあり又々同狂言二の口狐川の渡し場にて旅人行違  
 ひに浪人の刀の柄を袖に引かけ折る鹿相せし方謝びるに  
 我刀を拔示す双方とも竹刀あり互に浪人して一刀までを  
 賣拂ひ人目斗りの竹刀あれバ打合ふともあらずと笑て別  
 れんとす時に加藤左衛門重氏數多の家臣を従へ渡船の着  
 くを待つうち家士の姦悪なる者此兩人を腰拔ちりと嘲る  
 といふ一旦別れし兩人また立歸り重氏又刀を借り打果さん  
 といふ重氏我が下臣を斬り兩人に刀を興ふ此兩人の即ち

玉屋興次鬼柳一學にて後に至りて此の恩を報ゆるといふ  
 一段の是も其頃あれは似たる一話ありろり或る年江戸下  
 谷よて一浪人躰くまりて捜しぬたるを武家二人詰  
 しあがらこゝを通り一人の侍過ちて浪人の刀に行當りし  
 かどさあらぬ体よて過行さぬ浪人の此人終に見知らざれ  
 ば我れに怨みあるべき理なしと思へども跡より走りつ  
 き只今かゝる事のいへしが定めては心のあるとよめあら  
 じ但しいかある事よやと尋ねければ是の誠にふまやかあ  
 る仰せ事やたゞに免ゆれと互ひに慰勉に禮を述べて別  
 れけり彼の侍の友の一町ばかりも先へ行過ぎて待つとこ  
 ろへ侍追ひつき右の趣きを語りければ友の侍氣色を損じ  
 てろれさまの事言せて聞きしやなどて討すてざるや汝の

腰拔なりと散々に罵りければ是の何事ぞや互ひに遺恨の  
 あきとなれば討果すべき謂れなしられ又我れを腰拔と言  
 ひしに勘忍ありかたしとて双方抜合ひ火花をちらして鬪  
 ひ互ひに傷を負ひしところへ以前の浪人此の騒ぎを聞き  
 駈け付て窺ひ見るに伴の侍血刃又すがりありければ是の  
 いかよやと近より事の要を問へば云々と答ふるれ遁さじ  
 追かけ友の侍に刃たり合ひ手もあく切伏せ首を引提げ  
 立歸りてこれ見たまへと示しければ大に悦び懇ろに禮を  
 尽し我の喧嘩の相手あれは切腹をすべしとて浪人これを  
 止めてろの原の拙者なりよから互ひに刺ちがひて死せ  
 んと刃を取直すところへ町人ら集ひよりて押止め奉行所  
 へ出て事の顛末を訴へしかば奉行の委しく聞きてろの喧

嘩にのわらず死したるもの亂心なり何れも神妙の舉動なりと言ひて事濟みたりと此の事享保の頃に名高き一話なりしといへばこれを假り潤色して狐川の場を仕組みしありされば菊萱坊の事ハ固より無根の説あるを淨瑠璃作者が彼是れの事を取雜へて作り出しあると疑ひおしまかるに近世高野山に菊萱堂とかいへるものありて其後千草前の石塔あり其縁記の一枚摺に狂言のとほりの事を記したりとかゝる作り物語を本原として名所舊跡とあるも最とおかし

○龜山仇討の實説

石井兄弟龜山にての仇討ハ早く稗史小説家の筆に上り又講釋師なども説き歌舞妓狂言にも演すれどもいづれも其事を奇怪よせんとして虚誕を雜へたるおれば決して信ずるに足らず今其實傳を記さむに今昔し青山因幡守が大坂城代たりしころ藩中に石井宇右衛門といふ者あり年を五十七ばかりにて物事心得て人品いみじき張まひおれば傍輩中までも敬ひけりまかるよ西國方に赤堀源五右衛門といへる浪人ありて二十歳あまりにして日來ありつきをかせげども思ふふしもおかりければその知人の何某を訪はておよとぞ其方親類の宇右衛門どのをたよりとして青山殿の家中か又ハ東國邊の似合しきともがおと頼りに頼



ければいざよとて消息相添へ宇右衛門の方へ遣しけり宇  
右衛門事のよしを聞き付けて武士のたがひのとあればと  
かく因縁時節あらんよ先づ忤三之丞方に休息したれ  
とも隔意あらせなとて親族同様に厚く扶持したり源五右  
衛門居馴染ま家中に若侍らと懇意あり槍の師範をはト  
め此處彼處ともて離されしに或る日宇右衛門密かよ源五  
右衛門を招き拙者も若き時より武藝にとやかくと心を尽  
し冥加にかなひ殿にも槍の指南を申し家中の誰彼も弟子  
となりしがろの方の槍術此頃物蔭より窺ひしにいかにも  
未熟よ見えたりもし功者なるもの、見咎めんも心憂けれ  
ば止めたまへと言ひしかば辭に承引してさらに止まざ  
りしを又の時士一途のかせぎの障りなし武藝の事の上な

きものなれば却て人の毀譽もなご、事の理をたて、異見  
せしに亥からバ貴殿の御指南に逢ひたしとて稽古槍をと  
り出し所望してければいや無用のとなり誰の負けても品  
あし、と辭し、かバ達ての請ひにて一合せせしにヤアと  
いふ聲の下にて源五右衛門胸をた、か突れければ今一合  
せと請ひしを固く押し止めに氣色かとりて望みしかバ辭  
みがたくて又合しに其ま、長柄を踏み落されてけり源五  
右衛門いかばかり口惜しきとに思ひまの意趣えらさんと  
隙を窺ひありしにやがて或る夜戌の刻ばかりに宇右衛門  
城より歸りし折しも春雨降り、ぎ雨具と、のへ何心な  
く歸るところを源五右衛門小敷の蔭より飛び出て槍の遺  
恨覺えたりやと言ひながら小槍にて胴腹を突とほせば宇

右衛門刀を抜しかど木履くちけて打倒れぬ僕ハ恐ろしき  
 とよおもひそのまゝ宅へ馳せ歸りて云々ありと告げけれ  
 バ三之丞をばじめ家來のこらす断つけ漸うに扶けて歸り  
 しかど重傷あれば得もたまらず次男半藏は五歳三男源藏  
 は二歳ともに幼稚なれば母随分に養育せよ長男三之丞は  
 十八歳のとあれば腕に實も入りしまゝ父が讎を討て廟前  
 に備へよといへるを最期の詞としてるの夜終り空しくあ  
 りぬ三之丞ハ右の趣きを殿へ言上し免許状を得て父の讎  
 を尋ぬるため年輩の若黨一人引具していつくともあく出  
 て二十二歳の春まで東西南北の國々山を越え海を渡りて  
 尋ねしかど敵ハさらには知れざりけり餘りれとに思ひ源五  
 右衛門の繼父赤堀遊齋といふ醫者大津にありければ此の

者を殺し高札を建て科なき遊齋を討ちし者ハ石井三之丞  
 あり親の敵をとらんと思はハ美濃國何村の何氏が家へ來  
 れ赤堀源五右衛門へまゐると書きたり初夏にもありしか  
 バ三之丞は美濃の何氏が廣庭にて行水しぬたるところへ  
 四五町もつゝさし竹藪の内より源五右衛門かげ出て親の  
 敵覺えしかとて肩先より切さげたり三之丞日ごろ待うけ  
 しとなれば心得たりとて腰本に持たせし脇差にて抜うち  
 にしければ源五右衛門が背と覺えしところを拂切にした  
 りされども三之丞重傷なればたまらず即座に死しけり附  
 添えし若黨いたく口惜きとに思へども源五右衛門の行方  
 を見失ひしとあれば是非あく本國に立歸り次男三男に事  
 の顛末を語りけり斯くて兩人も成人あしたる後兄の遺志

を繼ぎ諸國を編歴して源五右衛門の踪跡を尋ねし源藏  
 二十三歳となりしとき少しく事の端を聞し伊勢龜山  
 の城主板倉周防守の家の中下村孫左衛門(高二百五十石)のも  
 と今森平と名を改め草履取りに住み身を尽して仕へしか  
 ば孫左衛門も不惑に思ひ同家中の人々にも見知られし中  
 にも赤堀水右衛門とて百五十石とりし者の方へ源藏の  
 家來を若黨奉公にせませしも一入懇ろに出入しけり元  
 祿十三年の夏の事にてありしが孫左衛門より水右衛門の  
 方へ用の事ありて森平をつかはせしに拆しも水右衛門の  
 行水してありしが日暮る親しくする森平あれば呼びよせ  
 脊を流させしよ脊より腰にいたりいたく疵あり森平  
 は是のいかやうなる疵にておはせしと問ふされば其方

の格別のものなり語らん我れ若き時云々の事にて石井宇  
 右衛門といふものを殺せしに其の悴三之丞といふもの我  
 れを引出さんために我が親遊齋をうちてければ美濃の國  
 何某の大藪のうちに四五十日窺ひかくれ三之丞の行水せ  
 しところを飛か、り髓に大袈裟に切りしがさすがの者な  
 れば腰元に脇差を持たせて我が逃るところを切つけし其  
 傷なりそれが弟兩人ありしが四五歳の水子となれば活  
 たるも死たるも知らず假令生き居るとも見知らざれば今  
 更うたんと思ふとかなはし然れども我れも敵ある身あ  
 ればいかばかり身を大事におもふ又た殿も此事を知り  
 たまふも随分かこひたまはる此事かまへて人に語る奇  
 と懇ろに制しけり森平心のうちには是れぞ神佛の引合せ

どおもへども露も色にのいださず何氣なく挨拶して去りぬ斯くて森平の委細に書狀にまた、め江戸に在りし兄半藏の方へ言ひ送り何とぞして此の方の城中へ來りたまへと知らせけり(此稿尙は長ければ第四編も續く)

○佐倉惣五郎の實説

(第二編の續稿)

(宗五郎將軍に上る書のこと)

一 小物成大豆小豆胡麻糠藁細等前々之通り是ゆり雜穀之品者代米を下し置れぬ處書上之通り過納仕勿論代米の一切下されず事  
一 御年貢米上納之義過分増米外役代米下し置れずはに付百姓共自然と困窮相募りば皆濟にも延引に相成奉公人よ差出給金又の竹木を伐取代金を以て納之日限は取立は出役衆中に右之譯一切中譯仕は得共は聞入是ちく村役人共無據手錠或の繩よ仰付られ猶以て小前の取立致すべき手段無之依之長百姓共糾明之中譯仕は得共是又役人同様の糾明中付られ嚴敷は催促方無之妻子

供之衣類等又者雜具家財等を持出賣拂ひ其あたへ金を  
 以て上納仕る仕合にて甚難義至極仕事  
 一 右之始末に付村々潰百姓數多出來仕に付此段其  
 筋之掛りへ願申上候得共曾而御取用無之候に付是  
 非なく江戸御屋敷へ御訴訟仕候得共此國許同様之御扱  
 にて御取用無御座依之久世大和守様涉駕籠も付は訴訟  
 仕候得共兎角國許へ御願可申出仰渡され候得共國屋敷  
 にて一向御取用ひ無御座候増免過役等一ヶ年上納仕候  
 得共所持田畑村方へ差出し其身他國他領へ離散仕り人  
 數凡ろ七百三十八此家數百八十軒並寺院十一ヶ寺無住  
 ん相成當時持來の田畑取賄ひ行届かず甚難義仕候  
 一 他所へ離散之男女渴命に及び道路に倒れ餓死仕り

又ハ不覺之盜賊の數に入其筋之役人に召捕れ御吟味に  
 罷成領國の姓名をも穢し奉り恐入奉り候其節村所穿鑿  
 の上村役人共取扱惡敷仰出され候而は咎めを請迷惑仕  
 候依之村々是を申合訴訟申上候得共決しては構も無之  
 村々明村同様に罷成其日夫役も相勤兼誠に難義至極に  
 奉存候に付甚恐入奉り候得共是非なく奏上捧奉り右之  
 段廣大之は憐愍と以て百姓無恙相續相成候様被仰付下  
 し置れ候は、難有仕合奉存候以上

堀田上野介領分  
 下總國印幡郡公津村  
 總代頭

宗五郎

承應二癸巳年十二月

瀧野澤村

六郎兵衛

小泉村

半十郎

下勝田村

重右衛門

千葉村

忠兵衛

高野村

三郎兵衛

當將軍尊君様

御奏者衆中

右を一讀せば以て宗五郎等の願意の大畧を知るを得べし  
 今宗五郎等が最初藩廳に訴へて聽かれず江戸邸に訴へて  
 亦た聽かれず終つ將軍に直訴して刑死に遭ふまでの顛末  
 を記さむに抑も此時徳川氏の大將軍家綱公(四代嚴有院)の  
 代にして佐倉の領主の堀田上野介正信朝臣あり正信朝臣  
 の父を正盛朝臣といふ加賀守と稱す尾張守元高の後裔  
 り功を以て武藏河越(三万石)を領せしが後信濃松本(七万石)  
 に移り寛永中また佐倉に移り終つに十二万石を領せり正盛  
 朝臣卒するに及びて正信朝臣家を繼ぐ即ち其の子なり

此稿未だ完からず第四篇に續く

This Book

of

the Japanese

Language

by

W. G. Aston

明治十四年三月十七日出版御届  
同年八月一日發行

(十五錢)

編輯人

新潟縣平民

松

村

操

神田區佐久間町二丁目十一番地

出版人

東京府平民

望

月

誠

京橋區南鍋町一丁目七番地

東京南鍋町一丁目七番地

兎

屋

誠

大坂唐物町三丁目五番地

同

支

店

大賣捌所

30  
7  
45

同

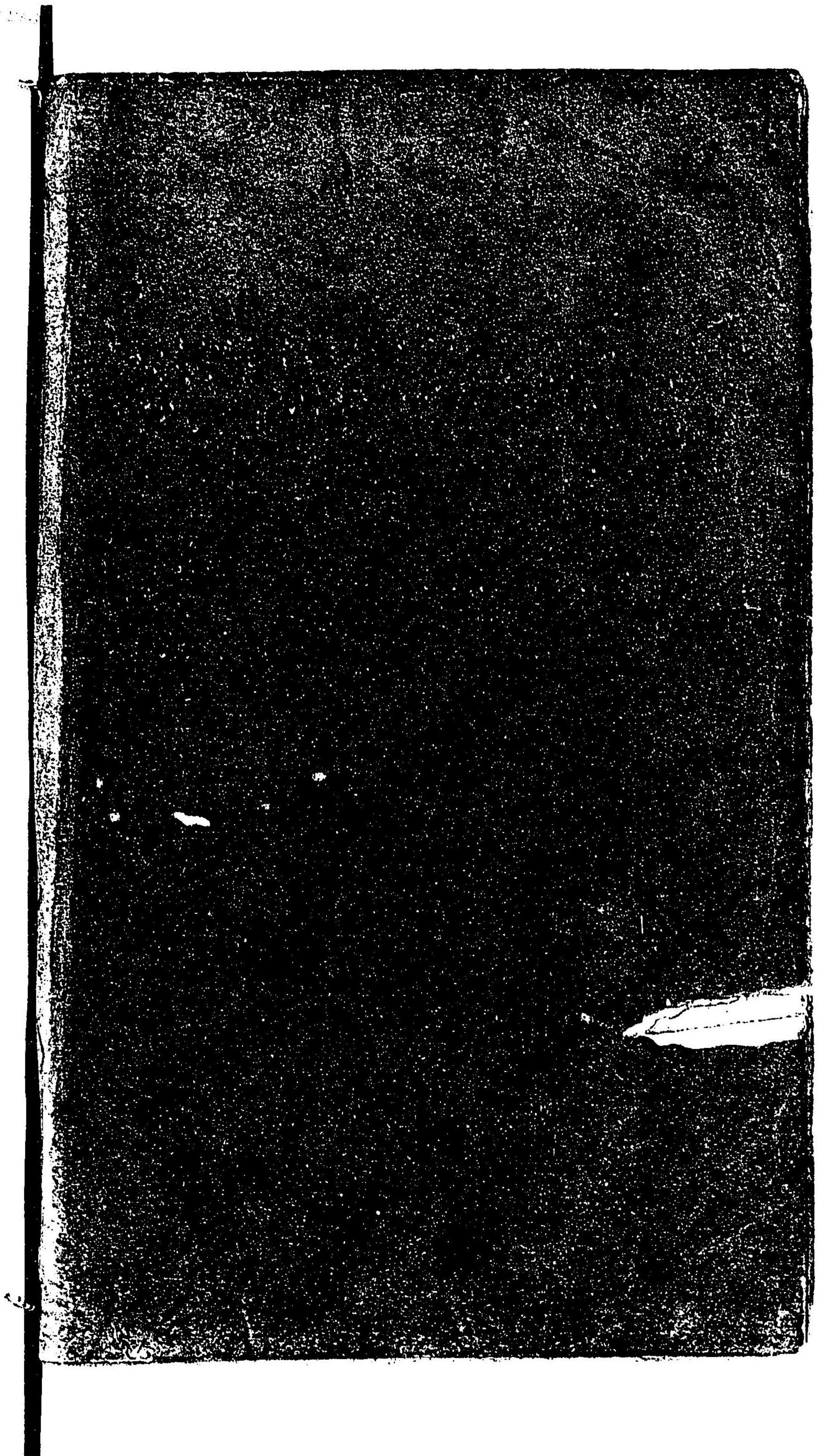
東京芝區三島町

山

中

兵

衛





450

205168-001-1

特29-261

実事譚 初-3, 6-39編

松村 春風(操) / 編

M14-15

EDV-0182

